

第五次 伊東市総合計画  
第十一次基本計画（案）



## 第1節 第十一次基本計画について

---

### (1) 基本計画構成

第十一次基本計画は、第五次伊東市総合計画基本構想における将来像を実現するための基本計画として策定し、まちづくりの基本方向を示す政策目標と、それを具体化するための施策を体系的に示すとともに、施策が目指す姿や課題、取組方針などをまとめたものです。

基本計画は、次のように構成しています。

#### ①政策目標

- ・基本構想における将来像を実現するため、本市が目指すまちづくりの方向性や考え方を示します。

#### ②施策

- ・政策目標を実現するために、本市が取り組む具体的な内容とともに、施策の達成度を図る目標数値を示します。

#### ③構想の推進

- ・総合計画に基づくまちづくりを進めていくに当たり、行政としての基本的な姿勢を示します。

## (2) SDGs との連動

日本政府は、平成 28 年 12 月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき 8 つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs の目指す 17 の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成に繋がるものであると考えます。

基本計画の各施策に、SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けることで、総合計画、SDGs を一体的に推進していきます。



第十一次基本計画に示す政策目標と施策については、SDGs における 17 のゴールの関係性を明確にして整理します。

なお、SDGs の 17 のゴールの内容は次のとおりです。

	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>

<p>5 ジェンダー平等を達成しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくも責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

### (3) 政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっての横断的な視点

政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっては、「基本的な方針」や「目標」を念頭にしつつ、全ての施策に共通する横断的な視点として以下の点に留意します。

#### ① Society5.0 実現に向けた AI や IoT を始めとした先進技術の活用の視点

少子高齢化や人口減少、貧富の格差などの課題を解決し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合い、一人一人が快適で活躍できるまちを構築するために、Society5.0 実現を目指す必要があります。

本計画では、Society5.0 実現に向けて、AI や IoT を始めとした先進技術の活用等の視点を、施策に積極的に取り入れていきます。

#### ② 「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」を促進するための視点

本市が持続的に発展するためには、人口減少を抑制していくことは必要不可欠であり、若者の社会参加、子育て支援、居住環境の向上、交流促進のための基盤づくり等、様々な視点に立った多様な施策の展開が求められます。

本計画では、若年層を始めとする多くの人が、「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」と感じられるよう、多様な分野における施策をきめ細かに取り入れていきます。

#### ③ 高齢者を始め、多様な人材が活躍できる場の創出の視点

健康寿命が延伸し、「人生 100 年時代」を見据えた、若者から高齢者まで全ての市民が元気に活躍するまちづくり、特に高齢者でも多様な分野で安心して働く環境が整うまちづくりが求められます。

本計画では、市民一人一人が価値観やライフスタイル、あるいは生活様式の変化に対応できる働き方や暮らし方を選択できる施策、あるいは社会に必要な人材を育成する施策を取り入れ、生涯自立して豊かに生きていくことを目指します。

## 第2節 政策目標

---

### (1) 政策目標

第五次伊東市総合計画基本構想における将来像を実現するために目指すまちづくりの目標を次のように定めます。

政策目標 1 安全で安心して暮らせるまち

〈危機管理〉

政策目標 2 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

〈医療・健康・福祉〉

政策目標 3 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち

〈自然・環境・都市〉

政策目標 4 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち

〈教育・歴史・文化〉

政策目標 5 活力にあふれ交流でにぎわうまち

〈観光・産業・交流〉

構想の推進 総合計画を推進するための土台づくり

〈協働・行政改革〉

## (2) 政策目標の内容

### 政策目標 1 安全で安心して暮らせるまち 〈危機管理〉



#### 1 危機管理体制の充実

自然災害などから市民等を守ることができるまちを目指し、災害時の情報伝達体制の強化や避難所等の環境整備、感染症対策等を推進するとともに、市民の防災意識及び知識の向上を図っていきます。

#### 2 総合治水対策の強化

水害や土砂災害が発生しないまちを目指し、河川及び急傾斜地の整備や治山事業を推進していきます。

#### 3 災害に強い建築物や公共施設の整備

地震に強いまちを目指し、建築物の耐震化、港湾施設の整備等を推進していきます。

#### 4 生活安全の推進

事故や犯罪が少なく、安全・安心なまちを目指し、各種啓発活動の充実、消費生活相談の強化、環境整備等を推進していきます。

#### 5 消防体制の強化

火災を始めとする災害から守られ、安心して暮らせるまちを目指し、消防団の充実強化と消防水利の整備等を推進していきます。

## 政策目標2 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち 〈健康・子育て・福祉〉



### 1 地域医療の充実

誰もが質の高い医療を受けることができるまちを目指し、医療機関の機能に応じた役割分担及び地域医療の連携強化、市民病院の運営の充実、救急医療体制の強化等に取り組んでいきます。

### 2 健康づくり支援

健康でいきいきと暮らせるまちを目指し、体とこころの健康づくり事業の推進や健（検）診事業の充実、感染症対策等に取り組んでいきます。

### 3 出産・子育て支援の充実

安心して子どもを生み、心身ともに健やかに子育てができるまちを目指し、子育て世帯への経済支援、妊娠・出産・子育てに係る切れ目のない支援等を推進していきます。

### 4 保育及び幼児教育の充実

子どもが健やかに成長でき、子育て世代が子育てと仕事を両立できるまちを目指し、待機児童対策、多様な保育ニーズへの対応等、保育及び幼児教育環境の充実を図っていきます。

### 5 高齢者福祉の充実

住民相互で支え合い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちを目指し、高齢者の生きがいがづくりや社会参加への支援、介護予防等を推進するとともに、地域の支え合い体制の強化を図っていきます。

### 6 障がい者福祉の充実

障がい者（児）が安心して暮らすことができるまちを目指し、相談体制及び情報提供の充実等に取り組むとともに、障がい者（児）への理解促進や障がい者雇用の促進を図っていきます。

### 7 地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域の中で支え合い共に暮らすことができるまちを目指し、地域福祉活動の支援や福祉ボランティアの養成、介護・障害福祉事業所における専門職不足の解消等に取り組んでいきます。

### 8 多様性のある社会の実現

お互いの個性と多様性を認め合い、誰もがいきいきと暮らすことができるまちを目指し、人権に関する啓発活動の充実、学校におけるバリアフリー教育等を推進していきます。

### 9 保険・年金制度の運営

国民健康保険・後期高齢者医療制度及び国民年金加入者が、生涯にわたり安心して保険・年金サービスを楽しむことができるよう、制度に係る情報提供及び相談業務の充実、保険料（税）の収納率向上等に取り組んでいきます。

## 政策目標3 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち 〈自然・環境・都市〉



### 1 自然との共生社会の推進

豊かな自然環境と快適な生活環境が維持、保全されているまちを目指し、環境汚染や愛護動物に係る啓発活動を推進するとともに、森林環境整備等に取り組んでいきます。

### 2 循環型社会の推進

ごみや温室効果ガス排出量が少ない良好な環境を目指し、家庭や事業活動から排出されるごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進するための啓発や環境学習の充実、海洋プラスチックごみ問題への対策等に取り組んでいきます。

### 3 生活排水対策の充実

適切な污水处理により、清潔で快適な生活環境が守られているまちを目指し、下水道事業の健全経営や下水道施設の整備・適正管理、下水道への接続の促進、浄化槽の適正管理などに取り組んでいきます。

### 4 安全でおいしい水の安定供給

安全でおいしい水を安定的に供給することができるまちを目指し、水質の適正管理や管路更新事業を推進するとともに、災害時の体制強化に取り組んでいきます。

### 5 魅力的な都市空間の創造

地域特性を活かした安全で快適な市街地や良好な街並み景観の形成を目指し、中心市街地の活性化や土地利用の健全化、景観に配慮したまちづくりに加え、空家等の適正管理、残す空家等の利活用等を推進していきます。

### 6 公共交通体系の充実

持続可能な地域公共交通が確保、維持されているまちを目指し、公共交通の利用環境の向上、交通体系の再構築、地域公共交通の充実等に取り組んでいきます。

### 7 道路環境の整備

円滑・安全・安心・快適な道路環境を目指し、道路交通量等に基づいた道路整備、道路施設の適度な維持管理、快適な歩道整備等を推進していきます。

## 政策目標4 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち 〈教育・歴史・文化〉



### 1 教育環境の整備

児童・生徒の学習しやすい環境が整うまちを目指し、小・中学校の規模と配置の適正化や学校施設の環境整備、ICT教育環境の整備等を推進していきます。

### 2 未来を創る教育の充実（小・中学校）

子どもたちの夢や希望を育むことができる魅力ある学校を目指し、「学びに向かう力」「人として備えたい力」「命を守る力」の育成や教育的支援体制の充実等に取り組んでいきます。

### 3 生涯学習活動の推進

生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できるまちを目指し、生涯学習活動の充実、魅力ある図書館の構築等に取り組んでいきます。

### 4 青少年の健全な育成

青少年が、豊かな人間性・社会性を身に着け、地域とともに健やかに育つことができるまちを目指し、地域におけるつながりを深め、地域全体で子どもを育てる活動、次世代を担うリーダーの育成等に取り組んでいきます。

### 5 市民スポーツ活動の推進

気軽に快適にスポーツに取り組めるまちを目指し、生涯にわたって健康を維持することができるように、スポーツ団体の支援、社会体育施設等の充実、指導者の養成等を推進していきます。

### 6 歴史・芸術文化の振興

歴史、文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができるまちを目指し、文化財の保護・保存や歴史に触れる機会の提供、芸術文化活動の支援に取り組んでいきます。

### 7 郷土愛の醸成

高校生が本市に誇りを持ち、「住み続けたい」「離れても戻ってきたい」と思えるまちを目指し、高校や民間事業者等と連携した郷土愛醸成に向けた取組を進めていきます。

## 政策目標5 活力にあふれ交流でにぎわうまち 〈観光・産業・交流〉



### 1 地域資源の魅力向上

地域資源の魅力が広く周知され、多くの観光客が訪れるまちを目指し、観光客ニーズの把握、情報発信の強化、ブランドイメージの確立、イベントの磨き上げ、外国人観光客への対応等に取り組んでいきます。

### 2 新たな観光形態の構築・推進

来訪の目的を多種多様な中から選択することができ、滞在型観光地として選ばれるまちを目指し、情報発信の強化や健康保養地づくり事業、ロケツーリズム、マイクロツーリズムの推進等に取り組んでいきます。

### 3 広域連携による誘客の拡充

伊豆半島が魅力ある滞在型観光地となり、多くの観光客が訪れる地域を目指し、伊豆観光圏域の各種関係団体との幅広い連携強化に取り組んでいきます。

### 4 商工業の振興

安定した経営により雇用が確保される商工業が営まれるまちを目指し、経営安定化支援、創業支援、雇用の促進、企業誘致の推進等に取り組んでいきます。

### 5 農林業の振興

意欲ある担い手が育成確保され、安定的な農林業が営まれるまちを目指し、新規就農者の確保、担い手育成、農地の集積・集約化、森林環境整備の促進、農林業所得の向上対策、鳥獣被害防止対策等に取り組んでいきます。

### 6 水産業の振興

水産物の安定的な供給と活用により、安定した漁業が営まれるまちを目指し、沿岸漁場の資源拡大策、水産物の高付加価値化、担い手の育成・確保、魚食の普及等を推進していきます。

### 7 移住定住の促進・関係人口の拡大

安心して移住し、定住することができるまちを目指し、伊東市移住定住プランにおける総合的な施策の実施、情報発信の強化、相談体制の充実等に取り組むとともに、関係人口の増大に向けた施策を促進していきます。

### 8 国際交流の推進・都市交流の促進

身近で国際交流が楽しめ、国際理解や都市間交流により相互の地域の理解が育まれるまちを目指し、国際交流事業及び国内姉妹都市等交流事業の推進、国際理解の啓発、外国人住民の日常生活への支援等に取り組んでいきます。

## 構想の推進 総合計画を推進するための土台づくり 〈協働・行政改革〉



### 1 全員参加によるまちづくりの推進

市民が主役の全員参加によるまちづくりを目指し、市政への参画機会の充実や自主的なまちづくり活動への支援、情報発信及び市民の声を伺う機会の充実等に取り組んでいきます。

### 2 市民の信頼に応える行政運営

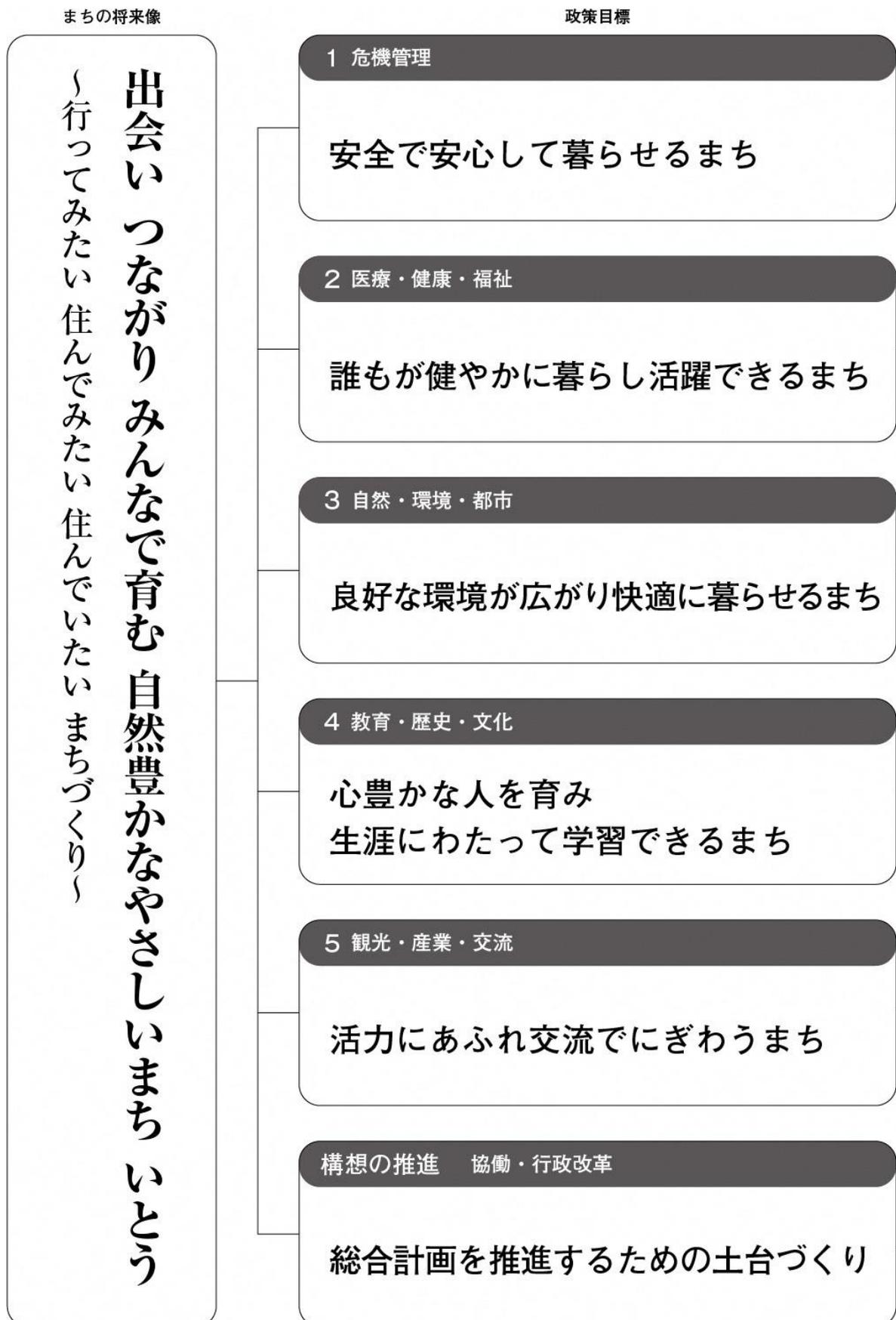
市民の信頼に応える行政を目指し、市職員の人材育成、持続可能な行政運営の確立・運用、情報の共有化等に取り組んでいきます。

### 3 健全かつ持続可能な財政運営

健全かつ持続可能な財政運営を目指し、健全な財政運営と財政基盤の強化、自主財源の確保、競争事業の健全運営の維持等を推進していきます。

### (3) 政策体系

第十一次基本計画の政策体系は次のとおりです。



令和3年度～7年度の5年間で取り組むこと

- 1 危機管理体制の充実
- 2 総合治水対策の強化
- 3 災害に強い建築物や公共施設の整備
- 4 生活安全の推進
- 5 消防体制の強化

- 1 地域医療の充実
- 2 健康づくり支援
- 3 出産・子育て支援の充実
- 4 保育及び幼児教育の充実
- 5 高齢者福祉の充実
- 6 障がい者福祉の充実
- 7 地域福祉の充実
- 8 多様性のある社会の実現
- 9 保険・年金制度の運営

- 1 自然との共生社会の推進
- 2 循環型社会の推進
- 3 生活排水対策の充実
- 4 安全でおいしい水の安定供給
- 5 魅力的な都市空間の創造
- 6 公共交通体系の充実
- 7 道路環境の整備

- 1 教育環境の整備
- 2 未来を創る教育の充実（小・中学校）
- 3 生涯学習活動の推進
- 4 青少年の健全な育成
- 5 市民スポーツ活動の推進
- 6 歴史・芸術文化の振興
- 7 郷土愛の醸成

- 1 地域資源の魅力向上
- 2 新たな観光形態の構築・推進
- 3 広域連携による誘客の拡充
- 4 商工業の振興
- 5 農林業の振興
- 6 水産業の振興
- 7 移住定住の促進・関係人口の拡大
- 8 国際交流の推進・都市交流の促進

- 1 全員参加によるまちづくりの推進
- 2 市民の信頼に応える行政運営
- 3 健全かつ持続可能な財政運営



## 第3節 施策

---

### (1) 施策の構成

施策は、成果目標を実現するために、本市が取り組むことを具体的に示すものです。施策は次のような内容で構成されます。

#### ①施策が目指す姿

- ・ 施策が目指す理想の姿（状態）を「対象」「目指す姿（状態）」で示しています。

#### ②成果指標（KPI）

- ・ 施策が目指す姿（状態）の達成度を測定する主な指標を示しています。

#### ③現状と課題

- ・ 施策の「現状」と「課題」を示しています。

#### ④施策の方針

- ・ 課題を解決していくための取組の方向性を示しています。

#### ⑤基本的な取組

- ・ 施策の目的を実現するための手段となる基本的な取組を示しています。

#### ⑥役割分担

- ・ 市民（事業者）に期待する役割、行政が果たすべき役割を示しています。

#### ⑦関連する個別計画

- ・ 施策に関連する計画を示しています。

## (2) 施策の内容

政策目標 1 安全で安心して暮らせるまち



# 1 危機管理体制の充実

## ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民等	自然災害等により死傷しない

## ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
発災時の人的被害者数	6人	0人

## ③現状と課題

### ■現状

- ・相模トラフや南海トラフを震源とする大規模地震発生の可能性が高まっています。
- ・地球温暖化に伴い、台風や集中豪雨など大規模な水災害が頻発化・激甚化傾向にあります。
- ・伊豆東部火山群による活発な群発地震活動の発生が懸念されており、噴火時の火山防災対策が求められています。
- ・世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。
- ・武力攻撃など多種多様な危機事案の発生が危惧されています。
- ・平成31年3月静岡県により津波浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。
- ・大規模災害時の「公助」には限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自らの地域を互いに助け合う「共助」を必要としています。
- ・災害時の情報伝達手段の充実が求められています。
- ・大規模地震発災時の公共交通機関の運行停止、主要道路の寸断等により、帰宅困難者問題が発生することが懸念されています。
- ・避難所等の環境整備が求められています。
- ・障害を持つ人や介護が必要な人のうち、災害発生時等に自力で避難できない人に対する支援体制の充実が求められます。
- ・上下水道は市民の重要なライフラインであるため、災害・事故時の応援協力体制づくりや災害対策訓練を実施しています。

### ■課題

- ・防災意識啓発及び防災知識向上策の推進
- ・避難所等の環境整備
- ・自主防災組織の活動支援
- ・情報伝達手段の多重化の推進
- ・帰宅困難者の一時滞在施設の確保
- ・平常時からの見守り活動及び発災時における安否確認活動などの支援体制の強化
- ・上下水道施設に係る災害・事故時における体制づくり
- ・感染症対策の強化

## ④施策の方針

- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、防災意識啓発及び防災知識向上を図ります。
- ・避難所における良好な生活環境の確保、防災備蓄品の整備及び防災施設の整備・充実を図ります。
- ・地域防災力の強化のために、自主防災組織が保有する防災資機材の充実を図ります。
- ・災害時において情報伝達を的確に行うため、情報伝達手段の多重化を進めます。
- ・観光客等の帰宅困難者を一時的に受入れる施設の確保を図ります。
- ・協力団体への避難行動要支援者名簿の配付及び支援者の情報更新を行い、日頃から状況把握に努めます。
- ・上下水道施設に係る災害・事故時における体制づくりの強化を図ります。
- ・感染症対策を検証し、危機管理体制の強化を図ります。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
防災意識及び知識の向上	伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した防災研修、防災講演会、防災訓練の実施
防災拠点施設的环境整備 地域防災力の強化	避難生活用食糧及び防災資機材の備蓄、避難所環境整備 自主防災組織への防災資機材の交付
情報伝達体制の多重化	同報無線設備の整備、戸別受信機の整備、メールマガジンの登録推進
帰宅困難者対策の整備	宿泊施設等との災害協定による協力体制の強化
避難行動要支援者避難支援計画の充実	避難行動要支援者名簿の配付、要支援者の実情把握
上下水道施設に係る災害・事故時に迅速に対応できる体制づくり	緊急時における資材・配管材の確保、応援協力体制の確立
感染症対策の推進	感染症に関する正しい知識の普及、感染症を予防する生活習慣づくり、災害時の感染症予防について関係医療機関との連携強化

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・防災訓練の大切さを理解・認知し、各種訓練等に積極的に参加します。
- ・地域内の危険箇所等をあらかじめ認知し、自らの命を守る手段を身につけます。
- ・災害に備え、自助として7日分の食糧や飲料水などの備蓄に努めます。
- ・正しい防災知識を習得します。
- ・避難行動要支援者名簿管理者にあつては、個人情報取扱いに十分注意しつつ、対象者に配慮した見守り活動等を実践します。

### ■行政

- ・防災訓練等に市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・自主防災組織の意見を聞き、地域の防災力が向上するよう支援します。
- ・防災情報を正しく迅速に発信します。
- ・避難生活用の食糧及び防災資機材の備蓄に努めます。
- ・災害時における旅行者等の受入れを円滑に行えるよう協力体制の強化に努めます。
- ・避難生活用の食糧の備蓄及び防災資機材の整備に努めます。
- ・防災対策の一環として、広報紙等による水の備蓄の啓発や、地域防災訓練を活用した応急給水訓練を行います。
- ・新規名簿対象者への同意確認を実施し、避難行動要支援者名簿の更新に努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市水道ビジョン
- ・伊東市水道事業経営戦略
- ・伊東市避難行動要支援者避難支援計画
- ・伊東市下水道ストックマネジメント計画
- ・伊東市下水道総合地震対策計画



## 2 総合治水対策の強化

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市域	水害や土砂災害が発生しない

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
河川が溢れる件数	0件	0件
急傾斜地崩壊危険区域指定の総指定箇所数	令和元年度・2019年度 34箇所	39箇所以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・河川の危険箇所等の増加により日常のパトロール業務が増加しています。
- ・河川の改修工事には地権者との調整などから多くの時間を要するため、施設の老朽化が進行しています。
- ・住宅地付近の河川改修工事では、制約を受けることが多くあります。
- ・台風や集中豪雨などによる河川の氾濫等の洪水被害が懸念されています。
- ・急傾斜地対策事業は受益者に負担金が発生するため、危険区域の指定が進まない傾向にあります。
- ・市内には、急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要と思われる溪流や、崖等の危険箇所があります。
- ・管理の行き届いていない山林が増え、荒廃化が進んでいます。
- ・地球温暖化に伴い、巨大台風や集中豪雨等が頻発化し、土砂災害及び山腹崩壊の危険性が増しています。

#### ■課題

- ・河川の危険箇所等の監視や日常のパトロール業務の効果的かつ効率的な実施
- ・河川修繕計画の作成
- ・河川沿いの地域住民及び関係者の事業への協力
- ・洪水浸水想定区域（ハザードマップ）の周知
- ・急傾斜地対策事業による受益者に対する地元負担金の経済的負担の軽減策の検討
- ・人的被害を未然に防ぐ水防体制の構築
- ・土砂災害警戒区域の適正な指定
- ・山林災害から人的被害を未然に防ぐ日常的なパトロール体制の構築
- ・地域住民及び関係者の治山事業への協力

#### ④施策の方針

- ・河川パトロール体制の強化を図ります。
- ・河川の危険箇所及び施設の劣化度等の点検を進めるとともに改修工事の優先順位を付け、計画的な整備に努めます。
- ・洪水浸水想定区域の周知を図ります。
- ・土砂災害警戒区域指定箇所の周知を図ります。
- ・風水害時に適切な行動がとれるよう必要な訓練を実施します。
- ・県が行う治山パトロールに協力し、危険箇所の把握に努めます。
- ・県が行う治山事業について、地元住民との調整を図り、事業が円滑に進むよう努めます。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
河川及び水路の整備促進及び維持管理	雨天時における河川の流水能力、危険箇所の把握、時間雨量50mmに対応できる河川及び水路の計画的な整備、河川等の補修に関する市民要望への迅速かつ的確な対応、事業における地域住民との調整、国県への要望活動の推進
砂防及び急傾斜地崩壊防止事業の促進	急傾斜地崩壊危険区域指定の促進、事業における地域住民との調整、国県への要望活動の推進
風水害時危険箇所の周知	新たに土砂災害警戒区域に指定された地域住民へのハザードマップの作成及び配布並びに活用
風水害を想定した訓練の実施	水防・土砂災害訓練の実施
山林の機能保全の促進	危険箇所の把握、事業における地元住民との調整、国県への働きかけ

#### ⑥役割分担

##### ■市民

- ・日頃から風水害への意識を持ち、草刈りやごみ拾いなどの活動を行うなど、河川の流水能力の維持に寄与するよう取り組みます。
- ・河川への負担を軽減するため、宅地内に浸透枳を設置するよう努めます。
- ・急傾斜地対策事業による受益者間の連携を図り、事業の推進に努めます。
- ・急傾斜地危険箇所を確認し、自らの命を守る手段を身につけます。
- ・水防意識の高揚を図るため、積極的に訓練へ参加します。

##### ■行政

- ・市民や団体が各種河川愛護事業補助制度を積極的に活用できるよう、効果的な広報活動に努めます。
- ・河川の流水能力を維持するために、堆積物の除去、破損箇所の補修等の維持管理に努めます。
- ・急傾斜地対策事業による受益者と連携を図り、事業の推進を積極的に国・県に働きかけるよう努めます。
- ・防災訓練や防災教育に対し、市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・自主防災組織と情報を密に連携し、地域の防災力が向上するよう支援します。
- ・ハザードマップの作成及び配布並びに活用により、人的被害の軽減に努めます。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市公共施設等総合管理計画
- ・伊東市水防計画



### 3 災害に強い建築物や公共施設の整備

#### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
建築物	耐震性などの安全性が確保されている

#### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
市有建築物の耐震化率	95.3%	100%
港湾施設の整備要望の実現箇所数（累計）	2箇所	10箇所以上
民間住宅の耐震化率	令和元年度・2019年度 83%	86%以上

#### ③現状と課題

##### ■現状

- ・市有建築物について、相模トラフや南海トラフでの大規模な地震等が予想される中、人的被害を最小限に留めるため、平成13年度より耐震化を継続的に取り組んでいます。
- ・市有施設においては、昭和56年5月以前の旧耐震基準の建築物の耐震化が鈍化傾向にあります。
- ・港湾施設及び漁港施設の老朽化や自然災害等による破損箇所が、近年多く見受けられます。
- ・高度経済成長期に整備された上下水道管路施設の老朽化が進んでいます。
- ・昭和56年5月以前に建築された木造住宅の無料耐震診断の件数は、目標値を下回り減少傾向にあります。同様の木造住宅の耐震補強工事の実施件数は、目標値を上回る傾向にあります。

##### ■課題

- ・旧耐震基準の市有建築物の耐震化促進方策の推進
- ・港湾施設の経年劣化対策や被災軽減対策の要望
- ・漁港施設の経年劣化対策や機能保全対策の推進
- ・上下水道管路施設の計画的な更新（耐震化）の推進
- ・木造住宅所有者への無料耐震診断実施に係る啓発方策の強化
- ・木造住宅の補助制度を活用した無料耐震診断、耐震補強工事実施を促す周知方策の強化

#### ④施策の方針

- ・旧耐震基準の市有建築物について、今後のあり方の検討を進めます。
- ・今後も存続させることを決定した老朽市有建築物について、耐震化を図ります。
- ・港湾の防波堤や物揚げ施設などの施設が安全で安心して利用することができるように港湾管理者に要望していきます。
- ・港湾利用関係者と港湾施設の現状を把握し、港湾管理者に施設改善を要望していきます。
- ・漁港施設の現状を把握し、漁業関係者が安全に利用することができる施設の維持管理に努めます。
- ・老朽化した上下水道管路施設の効率的な更新や適正な維持管理を行います。
- ・昭和56年5月以前に建築された民間木造住宅について、補助制度を活用した耐震化を促します。
- ・木造住宅の安全性に配慮する必要性について、所有者の意識の向上を図ります。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
旧耐震基準市有建築物の耐震化計画の充実・耐震化整備推進	旧耐震基準の市有建築物耐震化の具体的な進め方の検討・決定、耐震診断の実施、継続活用する旧耐震基準市有建築物の耐震補強、建替えの実施
緊急避難路や輸送路の確保のための港湾整備の推進	白石防波堤延伸事業、港湾施設改修事業、港湾整備のための国・県への働きかけ
漁港機能維持のための整備推進	機能保全計画に基づく施設維持管理の実施
上下水道管路更新(耐震化)事業の推進	効率的な管路の更新事業の実施
既存木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強工事の推進	昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象とした「耐震性向上の必要性」の啓発、補助制度を活用した無料耐震診断及び耐震補強工事の推進

#### ⑥役割分担

##### ■市民

- ・日頃から港湾の役割を理解し、ごみ拾いなどの環境美化活動を積極的にを行い、良好な港湾景観の維持に努めます。
- ・安全確保のための建物耐震化の必要性について意識を高めます。(市外に居住する建物の所有者を含む。)

##### ■行政

- ・利用者の安全性が確保されるよう、公共施設の耐震化促進に努めます。
- ・市有建築物の耐震性能リストを公表し、公共施設の地震に対する安全性の啓発に努めます。
- ・港湾利用者と連携を図り、施設の経年劣化対策や被災軽減対策事業の推進を積極的に港湾管理者へ働きかけるように努めます。
- ・上下水道事業において、重要度や優先度を踏まえた上で、計画的な施設の更新を進めます。
- ・建物所有者に安全確保のための耐震化の必要性を啓発するとともに、補助制度など必要な情報を発信し、耐震化を支援します。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市が所有する公共建築物の耐震化計画
- ・伊東市水道ビジョン
- ・伊東市水道事業経営戦略
- ・伊東市下水道ストックマネジメント計画
- ・伊東市下水道総合地震対策計画
- ・伊東市耐震改修促進計画



## 4 生活安全の推進

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民等	交通事故や犯罪が少なく、安心して暮らすことができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年・2019年	令和7年度・2025年度
市内における刑法犯認知件数（暦年）	324件	290件以下
市内における人身交通事故発生件数（暦年）	令和元年・2019年 367件	330件以下

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・ 刑法犯認知件数に関しては、近年減少傾向（H27：365件→R1：324件）にありますが、高齢者が被害者となる特殊詐欺事件や児童等を対象とした声掛け・不審者事案が発生しています。
- ・ 人身交通事故件数は、負傷者数とともに近年大幅に減少（H27：512件 → R1：367件）していますが、市民が交通事故の原因者となる事故が約7割を占め、高齢者が関連する人身交通事故についても、全事故の半数近くを占めています。
- ・ 情報通信社会の進展により商品やサービスの選択の幅が広がる一方で、消費者被害は年々巧妙かつ複雑化しており、特に高齢者等の社会的弱者の消費者被害は深刻です。
- ・ エシカル消費などの身近な問題を通して、消費している商品やサービスの生産背景を知り、経済、社会、環境に配慮した消費行動をとることが求められています。

#### ■課題

- ・ 特殊詐欺事件への高齢者被害の防止
- ・ 児童等が不審者事案に巻き込まれないための安全策の強化
- ・ 高齢者や児童を始め市民が交通事故を起こさない、巻き込まれないための安全策の強化
- ・ 規範意識を高め、交通規則を遵守させる取組の推進
- ・ 消費者被害の未然防止に向けた情報提供
- ・ 消費生活相談員の対応技術の向上
- ・ 経済、社会、環境に配慮した消費行動に関する啓発機会の確保

### ④施策の方針

- ・ 特殊詐欺は他人事ではなく、自分自身の身近な問題として捉え、正しく対処できるように、分かりやすい情報発信に努め、発生数の低減を図ります。
- ・ 警察や防犯協会等の関係機関・諸団体との緊密な連携による監視や防犯キャンペーンを通じて、犯罪をさせない、しにくい環境づくりを推進します。
- ・ 四季の交通安全運動等を利用し、警察や交通安全協会等の関係機関・諸団体と協力して、運転手に対する注意喚起を実施し、児童から高齢者まで、あらゆる世代の歩行者の安全確保に努めます。
- ・ 交通事故による被害を防止することはもちろん、これらを発生させない環境作りに努めます。
- ・ 消費者被害の未然防止に向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。
- ・ 社会情勢の変化等を踏まえた専門機関等の開催する研修に消費生活相談員が参加し、対応技術の向上を図ります。
- ・ 市民一人一人が消費者として自ら考え、経済、社会、環境に配慮した消費行動ができるよう啓発活動に取り組みます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
特殊詐欺に対する社会的認知度の向上	防犯用電話自動応答録音機の貸出情報の発信、年金支給日におけるオレオレ詐欺撲滅キャンペーンの推進
犯罪のない環境作りの促進	青色防犯パトロール※1の充実、不審者対応訓練等の訓練補助、メルマガ等による定期的な情報発信、犯罪不安〇運動期間中の防犯啓発事業の充実
歩行者の安全確保	交通指導員による交通指導、交通安全指導員による交通指導、ピカッと作戦の推進、通学路点検事業の補助
交通事故を発生させない環境作り	高齢者運転免許証自主返納支援事業の促進、四季の交通安全運動における交通安全啓発事業の充実
消費者被害防止対策及び正しい消費行動の推進	消費生活相談の強化、消費生活特別講座の開催等の啓発活動の充実

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・自分自身の問題として、常に当事者意識を持ち、安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組みます。
- ・ドライバーとしての責任感を自覚し、いかなる時も交通ルールを順守します。
- ・消費生活に関する知識や情報を習得し、消費者被害に遭わないように気をつけます。
- ・市民一人一人が消費者として自ら考え、経済、社会、環境に配慮した消費行動に努めます。

### ■行政

- ・市民や関係団体の意見を聞き、ニーズに合った生活安全啓発活動を実施します。
- ・情報発信や啓発活動を工夫して実施することで、地域社会全体で「安全・安心」を支える環境作りに努めます。
- ・消費者被害の未然防止に向けた啓発活動に取り組みます。
- ・消費生活相談員の対応技術の向上を図ります。
- ・市民が環境等に配慮した消費行動ができるよう啓発活動に取り組みます。

※1 青色防犯パトロール：警察から認定を受けた民間団体や地方公共団体が、青色回転灯装備車両を運転しながら実施する自主防犯パトロール活動

## 5 消防体制の強化 (消防団体制の強化・消防水利の充実)

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿 (状態)
市民	火災を始めとする災害から守られ安心して暮らすことができる

### ②成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和2(2020)年4月1日時点	令和7年度・2025年度
消防団員充足率	99.2%	100%
公務災害件数	令和元年度・2019年度 1件	0件
夜警の実施率	令和元年度・2019年度 100%	100%

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・ 少子高齢化に伴い全国的に若年層消防団員 (29 歳以下) が減少傾向 (H27 : 130,700 → R1 : 106,500 人) にあります。
- ・ 気候変動等により災害が大規模かつ多種多様化しています。
- ・ 消防水利が希薄な地域があります。

#### ■課題

- ・ 条例定数維持のため、市民に消防団活動に対する理解を深めるための方法の推進
- ・ 消防団入団に対する家族・事業所・地域住民等の理解の深度化施策の推進
- ・ 充実した消防団活動を実施するための活動環境整備・資機材充実強化
- ・ 災害対応時における常備消防との連携強化反映
- ・ 水利希薄地域への耐震性貯水槽の建設

### ④施策の方針

- ・ 地域、事業者等が消防団活動に理解を深め、入団に繋がるような仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 魅力ある消防団づくりに努めます。
- ・ 常備消防との連携強化を図り、各種災害に対応できる合同訓練の実施に努めます。
- ・ 安全装備品等の資器材の充実強化を図ります。
- ・ 常備消防と協議の上、水利希薄地域の確実な把握に努めるとともに、各地域からの耐震性貯水槽の建設要望を把握し、適切に配置できるよう計画的に建設を進めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
消防団員の確保	地域・事業者等への入団促進に関する広報
消防団員の活動環境の整備・向上	消防ポンプ車・安全装備品等の更新、常備消防との合同訓練等の実施
消防水利の充実強化	水利希薄地域への耐震性貯水槽の適切かつ計画的な建設
消防団への入団意欲の増強	ありがとう消防団応援事業所の登録数増加

## ⑥役割分担

### ■市民

(地域)

- ・地域内への入団していない若年層に声掛けし、消防団への入団を働きかけます。

(事業者)

- ・消防団活動を理解し、消防団員が従事しやすい職場環境を整えます。
- ・消防団活動を応援し、消防団員の福利厚生向上に協力します。

### ■行政

- ・消防団入団に繋がる広報及び財政上の支援を講じます。
- ・資機材の充実強化を図り、安全・安心に災害活動等が実施できるよう努めます。
- ・常備消防からの指導、合同訓練の質の向上に努めます。
- ・水利希薄地域、耐震性貯水槽建設要望等の情報収集に努めます。
- ・ありがとう消防団応援事業所の登録数増加のための勧誘に努めます。

## 常備消防・救急体制について

平成28年4月1日に伊東市、沼津市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、清水町で構成する「駿東伊豆消防組合」が発足し、消防事務（消防団事務を除く。）を共同で処理しています。

組合で定めた「駿東伊豆消防組合総合計画」では、「管内住民の安全・安心の確保」の実現に向け、「消防・救急活動体制の構築」「予防行政の強化」「大規模災害に備えた消防防災体制の充実・強化」「消防署所の適正配置の推進」「効率的な消防組合の運営」に取り組んでいます。

本市では、組合の構成団体として、組合組織が適正に運営されるよう組合議会や執行機関等に参加するとともに、財政的な責任も担っています。



## 1 地域医療の充実

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民等	質の高い医療を受けることができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
地域医療支援病院の継続	承認要件達成	紹介率及び逆紹介率の承認要件を満たす

※地域医療支援病院の承認要件の一つである紹介率及び逆紹介率は、次のいずれかを満たす必要がある。

- 1 紹介率 80%以上
- 2 紹介率 65%以上、逆紹介率 40%以上
- 3 紹介率 50%以上、逆紹介率 70%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・伊東市民病院は、国が進める病診連携を推進する中核的病院となる「地域医療支援病院」に指定され、急性期医療の役割を果たしています。
- ・伊東市立夜間救急医療センターにおいて一次医療分野の初期救急を担い、伊東市民病院において第二次救急医療を24時間受け入れる体制を確保することにより、市内の救急医療の充実化を進めています。
- ・来遊客も安心して訪れることができる医療体制の整備が求められています。
- ・伊東市民病院は、災害拠点病院機能を持ち災害時に災害医療救護活動の拠点として機能を果たすことが求められています。

#### ■課題

- ・かかりつけ医の推奨の強化
- ・市民病院と地域の医療機関との連携強化
- ・地域の実情に合わせた救急医療体制の整備
- ・観光と医療の連携施策についての検討
- ・災害時における各救護所や診療所、災害対策本部との連携

### ④施策の方針

- ・地域全体の医療の充実を図るためには、伊東市民病院と地域内の医療機関との連携や役割分担が重要であることから、市民がかかりつけ医を持つことを進めていきます。
- ・伊東市民病院においては専門的な医療に対応することが必要であるため、医療従事者の確保を進めます。
- ・伊東市医師会が担う第一次救急医療と伊東市民病院が担う第二次救急医療の機能を高めるとともに、第三次救急医療機関への搬送が必要な時には、迅速な対応ができるよう救急医療体制を強化します。
- ・市民のみならず、来遊客にも対応できる病院機能の整備、特に救急医療体制以外にも健診機能等の充実化を図ります。
- ・市民病院が災害拠点病院として機能を維持するとともに、救護所及び重症患者を搬送する広域的拠点施設との連携強化を図り、災害医療体制の充実強化を図ります。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
地域内の医療連携の推進	伊東市医師会と協力した伊東市民病院と地域内の医療機関の連携強化、市民へのかかりつけ医を持つことの推奨
伊東市民病院の運営の充実	伊東市民病院の医療機能の向上と健全な経営
救急医療体制の整備	伊東市民病院が担う第二次救急医療体制の整備、第一次救急医療を担う伊東市立夜間救急医療センターや地域内の医療機関及び第三次救急医療機関との連携強化
観光と医療との連携推進	来遊客も安心して訪れることができる救急医療体制の整備、来遊客の利用も考慮した医観連携の推進に資する健診機能の充実
災害医療体制の充実	災害拠点病院機能の維持

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・医療資源が有限であることを理解し、かかりつけ医を持つことで自分や家族のほか、より多くの命を守ります。
- ・緊急の場合を除き、安易な夜間・休日受診を控え、限りある医療資源を守ります。
- ・診療所においては、かかりつけ医の普及を通じ、医療機関の機能分化と役割を明確化させ病院との連携を充実させることで、地域医療全体の質の向上を図ります。

### ■行政

- ・市民に対してかかりつけ医をもつことを推奨するとともに、地域医療機関に関する分かりやすい情報提供を行います。
- ・救急医療及び災害医療体制の整備に努めます。
- ・医療従事者の確保について、医療従事者確保対策事業を通じ伊東市民病院の医療従事者確保に努めます。



## 2 健康づくり支援

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	ライフステージに合った、健康的でいきいきとした生活を送ることができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 平成28年度・2016年度	令和7年度・2025年度
健康寿命（お達者度）※1	男性 17.48 年 女性 20.30 年	男性 18.65 年以上 女性 21.19 年以上
健康意識（いとう健康マイレージ参加者数）	令和元年度・2019年度 17,550 人	17,600 人以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・平成28年度の「健康寿命（お達者度）」は、男性17.48年、女性20.30年と県下では低い結果です。
- ・市民において、運動を習慣的に行っている人は、県平均に比べて40歳以上の年代では多くなっていますが、40歳未満では少ない状態です。
- ・本市の死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が大きな割合を占めており、特に本市は、悪性新生物（がん）標準化死亡比（SMR）※2が男性119.6、女性120.1と男女ともに高い状況です。
- ・標準化死亡比（SMR）※2において、平成15年まで130以上であった糖尿病は、重点的な対策等によって男性98.7女性103.2になりましたが、平成25-29年の標準化死亡比（SMR）※2では、急性心筋梗塞が、男性261.3、女性216.0と非常に高い状況にあります。
- ・エネルギーや食塩の過剰摂取、不規則な食生活によって生活習慣病を重症化させる人が増加するとともに、本市では39歳以下健診受診者の20~30歳代の18.1%がやせに該当しています。
- ・自殺の標準化死亡比（SMR）※2は、男性120.9、女性100.2と男性が高い状態です。自殺の背景には、健康状態や経済的問題など様々な問題が絡み合っていますが、適正な時期に相談や医療受診ができていない人は、まだ少ない状態です。
- ・世界的に流行する感染症や再び注目されている結核等の感染症の脅威が高まっています。

#### ■課題

- ・民間団体等と連携したライフステージに応じた参加しやすい健康づくり事業の推進
- ・食生活や運動等、生活習慣を起因とする生活習慣病対策の推進
- ・社会的背景に影響を受けた過度なやせや低栄養への対策の推進
- ・多くの市民が健（検）診を受診しやすい環境づくりの推進
- ・うつ病、自殺等こころの問題への理解醸成及び切れ目のない支援体制の構築
- ・予防接種等の感染症対策の推進

### ④施策の方針

- ・年齢や性別、健康状態等に配慮するとともに、民間施設を始め地域の資源を生かすことで、誰もが安全、安心に楽しみながらできる健康づくりを進めます。
- ・市民が自分の健康状態を把握し、生活習慣病の予防とその早期発見、重症化予防のために、健診及び保健指導の利用者の増加を図るとともに、保健指導等でその要因となる生活習慣の改善を支援していきます。
- ・子どもから高齢者までのライフステージにあった食生活の定着及び民間事業所等と連携した地域全体で子どもの頃から栄養バランスに配慮した望ましい食習慣の定着を目指します。
- ・受診しやすい健（検）診の環境づくりと検査内容の充実を図り、市民にとって健（検）診が身近なものになるよう努めます。
- ・こころの不調についての、情報提供の充実及び医療機関との連絡・協力体制の強化や人材育成

- を図り、こころの健康づくりの推進に努めます。
- ・感染症予防に関する知識の習得機会を創出するとともに、予防接種機会拡充のための取組や医師会及び関係機関との協力体制を築きます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
ライフステージに応じた健康づくりの推進	年代別の健康の特徴に合わせた事業の実施、民間施設や運動指導の専門職等と連携した参加しやすい健康づくり事業の実施
生活習慣病対策	生活習慣病に関する知識の普及啓発、禁煙・受動喫煙に関する情報提供、歯周病等、歯の健康に関する健康教育の実施
健全な食生活の推進	市ホームページ等 ICT※3を活用した望ましい食生活の情報発信、伊東ならではの食材を生かした地域の食文化の継承、食育推進団体との連携強化
受診しやすい健（検）診の環境づくりと健（検）診内容の充実	伊東市医師会等と連携した受診しやすい体制の整備
こころの健康づくりの推進	健康講座等における情報提供の充実、庁内各部署及び医師会等関係機関とのネットワークを利用した支援体制の構築と人材育成、インターネットを利用したセルフチェックの普及啓発、こころの相談事業の利用促進
感染症対策の推進	感染症に関する正しい知識の普及、予防接種の実施及び検診体制の整備、感染症を予防する生活習慣づくり、災害時の感染症予防について関係医療機関との連携強化

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・健康の保持増進に努めます。
- ・生活習慣病とその重症化を進めるリスクとなる喫煙等の生活習慣との関係についての正しい知識をもち、疾病の発症及び重症化予防に努めます。
- ・健診、保健指導等を利用し、自分の健康状態の把握と改善に努めます。
- ・自分の体にあった食べ方を知り、食事をおいしく楽しみながら、健康状態を維持することに努めます。
- ・がんやこころの健康、感染症等に対して正しい知識を持ち、早期発見や重症化予防のための適切な行動をとるよう努めます。

### ■行政

- ・市民の健康状態とニーズに応じた健康づくり事業を推進します。
- ・生活習慣病やがんについての正しい情報を提供し、発症及び予防に取り組むことができる環境や検診体制を整備します。
- ・医師会等と連携し、対象者のニーズに合った受けやすい健診体制の整備に努めます。
- ・市民誰もが、食事を楽しみながら健康に過ごすことができるように、食育推進団体等と連携して支援をしていきます。また、健康寿命の延伸につながる栄養バランスの良い食事について、普及啓発や情報提供を行います。
- ・こころの健康問題を把握し、包括的に支援するシステムづくりを推進します。また、こころの健康にかかわる人材の育成に努めます。
- ・感染症を予防する知識の普及啓発を行うとともに、予防接種・肺結核検診等について受けやすい体制を整備します。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・伊東市国民健康保険データヘルス計画
- ・伊東市保健計画
- ・伊東市自殺対策計画
- ・伊東市食育推進計画

※1 健康寿命（お達者度）：65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出した年数のこと。県内市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに、生命表を用いて算出している。

※2 標準化死亡率（SMR）：地域間の年齢構成の格差を補正するための指標。静岡県を100とした場合、死亡が多いほど高くなっている。

※3 情報通信技術（Information and Communication Technology）



### 3 出産・子育て支援の充実

#### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
子育て世代	心身ともに健やかに子育てができる
子ども	心身ともに健やかに成長できる

#### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
子育てを楽しめると思う親の割合 （乳幼児健康診査アンケート）	90.5%	95.0%以上
「出産・子育て支援の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	54.5%（R1）	60.0%以上

#### ③現状と課題

##### ■現状

- ・若者の意識や行動形態の多様化に伴い、若者の家庭を築くことや子育てに対する意識が希薄化しています。
- ・妊娠・出産の状況をみると、出生数は年々減少しています。（出生数H27:339→R1:270）
- ・多様な家族形態、地域とのかかわりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支えるような支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親が増加しています。また、育児力が未熟である若者の妊娠・出産の割合も高い傾向にあります。
- ・本市の乳幼児健康診査において、心身の発達やことばの遅れ等の発達面で支援を必要とする子どもの割合は年々増加しています。
- ・ひとり親家庭等については、子育てと就業の両立により、生活・育児環境が厳しい状況にあり、また、貧困率も高く経済的に厳しい状況です。
- ・貧困等の問題を抱える家庭は社会的に孤立する傾向があるとされ、また、その子どもも高校、大学等への進学率が低い傾向にあります。
- ・少子化や地域のつながりが希薄になる中、全国的に虐待が問題になっています。

##### ■課題

- ・子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援拡充の推進
- ・子育て中の孤立感や負担感を軽減する施策の強化
- ・発達面で支援を必要とする子どもの療育環境整備
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため経済的支援及び就労支援の充実
- ・子どもが安心して暮らすことができる環境整備

#### ④施策の方針

- ・子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援を拡充します。
- ・医療機関、行政等の各関係機関から、個々のサービス提供だけでなく、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援体制（ワンストップ拠点）を強化していきます。
- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの地域ぐるみでの子育て事業を継続し、内容の充実を図ります。
- ・発達の支援が必要な子どもとその保護者等に対し、早期発見と切れ目ない発達の支援及び保護者等の相談支援を含めた乳幼児期からの総合的な療育体制の整備を図ります。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、就学支援、自立支援・教育訓練等による経済的支援及び就労支援の充実を図るとともに、相談支援窓口による相談体制を強化します。
- ・地域ぐるみでの子どもの見守りとして、子どもの居場所づくりを推進し、地域からの孤立を防ぎます。
- ・児童虐待の早期発見・未然防止のために関係機関との連携強化を図ります。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
子育て世帯の経済的支援の推進	誕生祝金の贈呈、子育て支援医療費助成、妊産婦健診助成、不妊治療費助成
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の推進	総合的相談窓口の設置、産前・産後の専門的支援の充実化、発達面で支援が必要な子どもとその保護者等に対する療育環境及び相談支援、保護者のネットワークづくりの推進、子育て支援に関する情報発信の充実
ひとり親家庭の自立促進	自立支援教育訓練、職業訓練促進給付等の就業支援と子育てや生活に係る相談支援体制の強化
子どもが安心して暮らせる環境づくりの推進	地域での子どもの見守り活動を行うとともに子どもの居場所づくりの推進、児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止のための関係機関との連携強化

#### ⑥役割分担

##### ■市民

- ・保護者等においては、行政や地域の支援を受け、安心して楽しく子育てすることで、子どもが心身ともに健やかに成長することができるように努めます。
- ・地域においては、子どもたちへの目配り、声掛けなどの見守りを通じ、相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、安心して生活できる地域づくりに努めます。

##### ■行政

- ・保護者等の子育てに対する負担感や不安が少しでも軽減され、子育てが楽しめるような環境づくりに努めます。
- ・誰もが安心して子育てに取り組めるよう地域ぐるみの環境づくりに努めます。
- ・発達に支援が必要な子ども及びその保護者等が能力に応じて、社会参加できるよう支援します。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市子ども・子育て支援事業計画
- ・伊東市保健計画
- ・伊東市障がい者計画（伊東市障がい児福祉計画）



## 4 保育及び幼児教育の充実

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
子どもたち	健やかに成長することができる
子育て世代	子育てと仕事が両立できる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
待機児童数<4月1日現在>	5人	0人
園での保育に満足している保護者の割合 (保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート)	令和元年度・2019年度 99%	100%
多様な保育への満足度 (保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート)	令和元年度・2019年度 86% ※	95%以上

※は保育園保護者アンケートのみの数値。令和2年度から幼稚園評価アンケートにおいても同様の質問を新設

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・少子化、核家族化及び生活の多様化に伴い、子どもと子育てを取り巻く環境が変化し、保育ニーズが増加しています。
- ・小規模保育事業所の開設支援や一時預かりの実施など、待機児童対策に努めてきましたが、低年齢児を中心として待機児童が発生しているため、引き続き解消に努めていく必要があります。
- ・女性の社会的進出や共働き世帯が増加傾向にあり、就労形態に応じた延長保育、一時預かり、休日保育等の特別保育を提供し、子育て環境の充実を図っています。
- ・児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保しています。
- ・子どもと保護者が気軽に利用でき、子育ての悩み相談、子育て関連情報の提供等を行う子育て世帯の集いの場を提供しています。
- ・施設の老朽化が進んでおり、幼稚園・保育園の再編を進める必要があります。
- ・保育人材の不足に加え支援を必要とする園児数が増加しています。

#### ■課題

- ・待機児童の解消
- ・多様化する子育てニーズへの保育事業の推進
- ・保育園及び幼稚園の安心・安全な運営の推進
- ・子育て支援事業ごとの垣根のない情報提供及び相談体制の推進
- ・保育園及び幼稚園の老朽化対策、未利用施設の活用などの検討
- ・幼稚園・保育園の再編
- ・保育人材の確保

### ④施策の方針

- ・施設的环境整備、一時預かりの充実等の待機児童対策を推進します。
- ・多様化する子育てニーズに対応する保育事業を充実させ、働きながら子育てができる環境整備に努めます。
- ・保護者が最適な保育サービスを選択できるように、子育て支援に係る事業の情報提供サービスの連携及び充実に努めます。
- ・教育・保育現場の人材確保、専門的な知識の習得及び保育技術の向上に努め、安心・安全な教育環境及び保育の充実と質の向上を図ります。
- ・少子化及び多様な社会構造に対応できる幼・保一元化を視野に入れた保育園及び幼稚園の再編成を協議します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
待機児童対策の推進	保育環境の整備、幼稚園預かり保育の運営
多様な保育事業の推進	延長保育、一時預かり、病児保育
保育及び幼児教育の充実	小学校との連携、職員の質の向上、人材確保、園外及び地域活動等の体験
情報提供、相談体制の充実	ニーズに対応したサービス内容の情報提供と相談体制の強化
保育園及び幼稚園の再配置計画の策定	保育園及び幼稚園の認定こども園を見据えた再編

## ⑥役割分担

### ■市民

(保護者)

- ・子どもの育成に責任を持ち、生活習慣を身に付けさせ、育ちに必要な支援を行うとともに、地域や社会とのつながりを大切にします。

(地域)

- ・子どもに対する関心を高め、子どもへの関わりを持ち、子育て世代との信頼関係を構築するとともに子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めます。

(企業・事業所等)

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができるよう、事業主の意識醸成に努めます。

### ■行政

- ・保護者のニーズに沿った教育・保育内容の充実を図り、安心して子育てすることができる環境づくりを進めます。
- ・地域や社会が子育てを応援しやすい環境を築きます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）



## 5 高齢者福祉の充実

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
高齢者	地域の中でいきいきと生活できる
地域	住民相互で支え合い暮らすことができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
元気な高齢者の割合<4月1日現在>	84.1%	84.0%以上
健康寿命（お達者度）	平成28年度・2016年度	男性 18.65 年以上 女性 21.19 年以上
	男性 17.48 年 女性 20.30 年	
生活支援サポーターの養成者数	令和元年度・2019年度	200人以上 (5年間累計)
	45人（単年）	

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・伊東市の高齢化率※1は42.3%で県下7位です。
- ・人口推計によれば、高齢者人口は減少（R2. 6月:28,884人→R7. 9月:28,366人）していきませんが、後期高齢者人口（75歳以上）は増加（R2. 6月:15,483人→R7. 9月:17,985人）していきます。
- ・介護保険でカバーできない日常生活上の困り事（ゴミ出しや草むしり等）を解決するボランティアを養成しています。（H28:62人→R1:232人 ※累計）
- ・高齢者に関する相談件数（認知症・虐待・貧困）が増加しています。（H27:7,960件→R1:9,872件）
- ・介護サービスを必要とする高齢者の増加に伴い、介護給付費※2も増加しています。（H27:6,788百万円→R1:7,235百万円）
- ・介護に携わる人材が不足していて、平成30年度における全職種の有効求人倍率1.45倍に対し、介護関連職種は3.90倍となっています。

#### ■課題

- ・高齢者が要介護状態にならないための自立支援・重度化防止の強化
- ・元気な高齢者が活躍できる場の拡大
- ・介護保険サービスに無い、住民の助け合いや高齢者の力を活用したサービスの創出
- ・複合した問題を抱える高齢者の権利擁護
- ・地域で暮らし続けるための在宅医療と介護の連携
- ・市民の認知症の方に対する理解や受入態勢の充実
- ・必要なサービスを安心して利用できる適正な介護保険制度の運営
- ・介護に携わる専門職やボランティアの人材不足の解消

### ④施策の方針

- ・高齢者が要介護状態になることを予防するため、生きがいつくりや自立支援・重度化防止の取り組みを進めます。
- ・ボランティアや元気な高齢者の力を活用し、支援が必要な高齢者の様々な生活援助に対応する体制の構築を進めます。
- ・行政や地域包括支援センターを中心に、虐待防止の措置や成年後見制度※3の利用を通じ、高齢者の権利擁護を図ります。
- ・地域ケア会議※4の開催を通じ、地域課題の抽出や解決を図るほか、ICT機器等の先進技術を活用した医療・介護の連携を推進します。

- ・認知症の方やその家族の意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症を正しく理解し、支え合うための取組を進めます。
- ・介護給付適正化の取り組みを推進し、サービスの質の向上に努めます。
- ・介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、介護事業所やサービスを必要とする高齢者と研修修了者のマッチングを進めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
健康で生きがいのある暮らしの支援	健康福祉センター等の活用や居場所の開催、高齢者の社会参加の支援
介護予防の推進	訪問型・通所型サービス、一般介護予防教室や健康体操クラブなどを通じた介護予防
住民相互で行う地域の支え合い	生活支援コーディネーター※5による生活支援・介護予防の基盤整備、高齢者を支援するボランティアの養成
高齢者の権利擁護	地域包括支援センターを中心とした多職種協働による取組、成年後見制度の活用
地域包括ケアシステムの構築	地域ケア会議による課題解決、在宅医療・介護連携の推進、認知症サポーター※6の養成、企業及び警察の協力並びにICT機器を活用した認知症高齢者の見守り
介護保険サービスの向上	介護給付費適正化の推進、介護保険相談員の配置
介護人材の育成	基準緩和型サービス※7研修により養成した人材と、その人材を必要とする介護事業所とのマッチング

## ⑥役割分担

### ■市民

(高齢者)

- ・要介護状態にならないため、積極的に社会参加するとともに介護予防に努めます。

(地域)

- ・高齢者の生活を支援するボランティア活動等に参加します。

### ■行政

- ・社会参加の機会や介護予防の場を積極的に作り、高齢者が地域において健康で暮らし続けられるように努めます。
- ・地域包括ケアシステム※8の構築に向けて、医療関係者及び介護事業者の連携支援並びに制度に対する認識の共有を図ります。
- ・介護保険制度を適正に運営するとともに、介護人材の育成と介護保険事業所とのマッチングを進めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市地域福祉計画
- ・伊東市高齢者福祉計画
- ・伊東市介護保険事業計画

※1 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

※2 介護給付費：介護保険サービスを利用した際に、市が負担する費用

※3 成年後見制度：精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度

※4 地域ケア会議：多職種の専門職が協働し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていく市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

※5 生活支援コーディネーター：別名「地域支え合い推進員」と言い、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

※6 認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

※7 基準緩和型サービス：従来の介護保険サービスに比べ、地域の実情に応じてサービスの提供内容や人員基準を緩和して提供する介護保険サービスのこと。

※8 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。



## 6 障がい者福祉の充実

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
障がい者（児）・その家族	障がい者（児）が安心して生活することができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
相談支援事業所の相談件数	7,920件	8,500件以上
障がい福祉サービス支給決定者数（実数）	587人	630人以上
市内企業の障がい者雇用率（年度末数値）	2.02	法定雇用率以上
障がい福祉サービス利用後の一般就労者数	3人	5人以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・障がい者（児）及びその家族が抱える生活に関する悩みや不安が多様化しています。
- ・障がい福祉サービス利用者は毎年増加傾向となっているものの、多様な福祉政策やサービスについて周知の難しさがあります。（支給決定者実数 H28:500人→R1:587人）
- ・障がいの重さや特性などを理由に、一般の企業に就職することが厳しい人もいます。
- ・市内企業の障がい者雇用率は近年上昇傾向にあるものの、令和元年度の法定雇用率（2.2%）に達していない状況です。（H28年度:1.83%→R1年度末:2.02%）
- ・障がい者（児）が自立し、社会参加するためには、周囲の理解・支援が必要です。

#### ■課題

- ・障がい者（児）及びその家族への相談体制の充実
- ・障がい福祉サービスの充実及び周知の強化
- ・障がい者（児）と地域住民との相互理解や地域の受け入れ体制づくりの充実
- ・市内企業における障がい者雇用率の向上

### ④施策の方針

- ・障がい福祉サービスに関する情報について、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。
- ・障がい者（児）及びその家族が身近で気軽に専門的な相談ができる場所を充実させます。
- ・障がい福祉サービス事業者間の連携を強化し、障がい者（児）及びその家族が抱える悩みや不安の情報を共有し、その問題の解決に努めます。
- ・事業所授産品等の展示会・販売会の開催の場を確保します。
- ・ハローワーク等の就労機関と連携を図り、障がい者雇用率の向上を図ります。
- ・障がい福祉サービス利用後の一般就労者数の増加に努めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
相談体制及び情報提供の充実	相談支援の充実、各相談会の広報への掲載、障がい福祉サービスについての情報提供の充実
障がい福祉サービスの充実	熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会における障がい福祉サービス事業所との協議及び連携による問題解決
障がい者（児）への理解の促進・啓発	事業所授産品等の展示会・販売会の開催、障がい者（児）と地域の相互理解の促進
障がい者雇用の推進	ハローワーク等の関係機関との連携、熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会就労支援部会の充実

## ⑥役割分担

### ■市民

（サービス提供事業者）

- ・相談支援及びサービスの充実を図ります。
  - ・障がい者（児）及びその家族の不安・悩みを把握し、必要なサービスの提供を支援します。
- （障がい者（児）及びその家族）
- ・障がい者（児）がサービスを受けながら、自立した生活を目指します。

### ■行政

- ・障がい者（児）の不安・悩みを把握し、その対応を事業者と協議し、解決するように努めます。
- ・ハローワーク等と連携し、障がい者雇用の促進に努めます。
- ・就労支援事業所と協働し、授産製品等の販売を通じ、障がい者（児）と地域住民等との交流を推進します。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市障がい者計画
- ・伊東市障がい福祉計画・伊東市障がい児福祉計画



## 7 地域福祉の充実

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
支援を必要とするひと	住み慣れた地域の中で支え合い共に暮らすことができる
地域	多くの人が地域福祉活動等へ参加することで地域が活性化される

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「地域内の助け合いなどの地域福祉の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	59.0%（R1）	65.0%以上
ボランティアセンターによるボランティア活動あつ旋件数	令和元年度・2019年度	60件以上
	18件	

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・ 少子高齢化や核家族化などの社会環境が変化する中で、地域では隣近所との付き合いが減るなど人間関係が希薄化しています。
- ・ 高齢化の進行等により、支援を必要とする高齢者が増加している一方で、介護・障害福祉事業所においては有資格者等の人手が不足しています。
- ・ 障がい者等の支援が必要な人と市民との相互理解のための学習機会や交流の場が不足しています。
- ・ 障がいを持つ人や介護が必要な人のうち、災害発生時等に自力で避難できない人に対する支援体制の充実が求められます。
- ・ 収入の少ない世帯やひきこもりなど、経済的な支援を必要とする生活困窮者が増加しています。

#### ■課題

- ・ 支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の構築
- ・ 介護・障害福祉事業所における有資格者等の人材不足の解消
- ・ 障がい者等の支援が必要な人と市民との相互理解の促進
- ・ 平常時からの見守り活動、発災時における安否確認活動等の支援体制の強化
- ・ 生活困窮者への適切な支援体制の構築

### ④施策の方針

- ・ 障がいの有無や生活の程度に関係ない地域社会の互助の必要性を共有できるように学習の機会や交流の場を創出します。
- ・ 中高生に対し、福祉の仕事に関心が持てるように職場体験を実施することで、福祉職に対する理解を深めてもらい、将来の就業に向けた学生の意識向上に努めます。
- ・ 支援が必要な人にも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにボランティアセンターの充実、福祉ボランティア登録者の増員に努めます。
- ・ 協力団体への避難行動要支援者名簿の配付及び支援者の情報更新を行い、日頃から状況把握に努めます。
- ・ 生活に困窮する世帯からの相談に対し、状況や程度に応じた適切な支援に努めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
社会福祉関係団体が行う地域福祉活動の支援	子ども・高齢者・障がい者の地域交流が図られるイベントの推進
介護・障害福祉事業所における専門職不足の解消	UIターン等により市内事業所に就業する有資格者に対する公的支援の実施
福祉ボランティアの養成	新規登録のための養成講座の開催、登録者へのスキルアップ研修の開催、情報共有のための連絡会の開催
民生委員児童委員による避難行動要支援者への支援活動	地域の避難行動要支援者の実情把握、必要な支援の実施
生活困窮者等に対する相談支援の充実	自立相談支援、家計改善支援、住居確保支援、一時生活支援、就労準備支援事業

## ⑥役割分担

### ■市民

(市民)

- ・地域福祉活動への積極的な参加やボランティア活動に協力します。
- (支援を必要とする人)
- ・自立に向けた病気の治療や生活訓練から就労に向けて取り組みます。
- (事業所)
- ・支援を必要とする人に適切なサービスを提供し、高齢者や障がい者の雇用を図ります。
- (福祉関係団体)
- ・支援を必要とする人の支援活動を行いつつ、地域福祉を広めるための啓発事業に取り組みます。

### ■行政

- ・民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会などと連携し、適切な相談支援や福祉サービスを提供できる支援体制の構築に努めます。
- ・福祉の仕事に関心を持てるように情報発信を続け、将来的な福祉職の確保に取り組みます。
- ・生活困窮者への適切な自立支援事業を実施します。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市地域福祉計画
- ・伊東市地域福祉活動計画
- ・生活困窮者自立支援計画
- ・伊東市避難行動要支援者避難行動支援計画



## 8 多様性のある社会の実現

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	お互いの個性と多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	調査中（R2新設）	現状値決定後に設定

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・人権問題は、いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、DV※1など多様化し、LGBT※2等の性的少数者への偏見など新たな問題も生じています。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる年代層に男女共同参画についての理解が浸透するように引き続き啓発活動を充実させることが求められています。
- ・DVは主に家庭内で起こっていて、当事者しか分からない場合が多いため、被害が深刻化、長期化する傾向にあります。
- ・障がい者（児）が自立し、社会参加するためには、周囲の理解・支援が必要です。
- ・市内企業の障がい者雇用率は近年上昇傾向にあるものの、令和元年度の法定雇用率（2.2%）に達していない状況です。（H28:1.83%→R1:2.02%）。
- ・障がいの重さや特性等を理由に、一般の企業に就職することが難しい人もいます。

#### ■課題

- ・DV、虐待、セクシュアルハラスメント等の防止と対策
- ・固定的な性別役割分担意識の解消
- ・仕事と生活の両立を可能とする仕組みの啓発
- ・DVを未然防止、早期発見するための取組の推進
- ・学校において障がいを始め、国籍、性別等多様性を認め合う心のバリアフリー教育を推進するための施策の検討
- ・障がい者（児）と地域住民との相互理解や地域の受け入れ体制づくりの充実
- ・市内企業の障がい者雇用率を向上させる施策の検討

### ④施策の方針

- ・市民・事業所・NPO等の多様な主体の参画により人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携して啓発活動の充実を図ります。
- ・政策・方針等の意思決定過程において女性の登用が広まるように推進していきます。
- ・仕事と子育て、介護等の家庭生活との両立が可能となるようワークライフバランス※3の啓発に取り組めます。
- ・DV防止に対する理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談機関の充実及び周知を図ります。
- ・人を思いやり、尊重する心を育む教育を推進します。
- ・事業所授産品等の展示会、販売会の開催の場を確保します。
- ・ハローワーク等の就労機関と連携を図り、障がい者雇用率の向上を図ります。
- ・障がい福祉サービス利用後の一般就労者数の増加に努めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
人権を尊重する社会の推進	人権教室等、人権に関する啓発活動の充実
男女共同参画社会の推進	伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」における取組の充実
配偶者等暴力防止対策の推進	DV防止のための啓発活動の充実
心ゆたかな子どもの育成	教育活動全体を通じた計画的、組織的な人権教育の推進
障がい者（児）への理解の促進・啓発	事業所授産品等の展示会・販売会の開催、障がい者（児）と地域の相互理解の促進
障がい者雇用の推進	ハローワーク等の関係機関との連携、熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会就労支援部会の充実

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・自ら人権に対する関心を持ち、理解を深め、家族等親しい人との身近な会話の中でお互いに人権尊重の気持ちを育みます。
- ・家庭、地域、職場等あらゆる場面において、固定的な性別による役割分担となっていないか意識するとともに、性別にかかわらず仕事と生活の調和が取れるライフスタイルを心掛けます。
- ・家庭だけでなく地域ぐるみで子どもの成長を見守ります。

### ■学校

- ・学校における人権教育の推進を図ります。

### ■行政

- ・人権に関する啓発事業を実施するとともに、相談体制を整えます。
- ・「あすを奏でるハーモニープラン」を推進し、市内事業所のモデルとなります。
- ・学校における人権教育の推進を図ります。
- ・就労支援事業所と協働し、授産製品等の販売を通じ、障がい（児）と地域住民等との交流を推進します。
- ・ハローワーク等と連携し、障がい者雇用の促進に努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」
- ・伊東市障がい者計画
- ・伊東市障がい福祉計画、伊東市障がい児福祉計画

※1 DV：ドメスティックバイオレンスの略。配偶者、パートナー等からの暴力。

※2 LGBT：レズビアン（L）ゲイ（G）バイセクシュアル（B）トランスジェンダー（T）などの性的マイノリティの総称の一つ。

※3 ワークライフバランス：「仕事」と育児や介護、趣味、学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。



## 9 保険・年金制度の運営

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
制度加入者	制度の理解を深め、生涯にわたり安心して保険・年金サービスを楽しむことができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
制度理解の醸成等を図るための広報による周知	26回	31回以上
公平な負担に対する意識向上の取組や適正なサービス受給のための相談会の実施	令和元年度・2019年度 54回	54回以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・医療保険・年金制度は、度重なる制度改正により複雑かつ分かりにくいものとなっています。
- ・保険料（税）未納者が見受けられ、特に年金においては若年世代が低い納付傾向（R1現年度全体：69.3%、25歳～29歳：57.0%）にあるなど、公平な負担が保たれていません。
- ・医療保険加入者の高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は依然として高い水準にあります。

※国民健康保険制度一人当たり医療費（H27:303,518円→R1:330,577円）  
後期高齢者医療制度一人当たり医療費（H27:777,556円→R1:750,110円）

#### ■課題

- ・医療保険・年金制度に関する情報提供を充実していくための施策の強化
- ・保険料（税）収納率向上を図るため、納付意欲の喚起に関する施策の強化
- ・医療費の適正化に関する施策の強化

### ④施策の方針

- ・医療保険・年金制度に関する情報について、分かりやすく効果的な広報活動に取り組むとともに、相談業務の充実を図ります。
- ・保険料（税）納付について、徴収方法・減免の案内手法の充実化を図ることにより、加入者の公平な負担に取り組めます。
- ・医療保険制度の安定的な運営を実現するため、多様な医療費適正化に取り組めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
情報提供の充実	窓口配架、広報紙、ホームページの活用、被保険者証や保険料（税）通知書へのパンフレット同封による配布
相談業務の充実	関係機関との連携、説明会・研修会への参加、窓口・電話対応、相談会の実施
保険料（税）収納率向上	口座振替等の便利な納付方法や減免制度についての周知強化、各種手続・相談時の案内強化
医療費適正化への取組	ジェネリック医薬品の普及促進、特定健康診査の実施、後期高齢者健康診査の実施、一日人間ドックの実施、健康指導の実施

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・一人一人が生活を支える基盤であるとの自覚や公平な負担に対する意識を高め、保険料（税）の適正な納付に努めます。
- ・予防や健康づくりを通じて自身の健康の維持に努めます。
- ・医療機関への適正な受診を心掛けます。

### ■行政

- ・制度を適切に利用できるように必要な情報発信を行います。
- ・公平にサービスを受けられるように適切な相談業務を実施します。
- ・公平な負担が保たれるように保険料（税）収納率向上に向けた環境を整備します。
- ・生活習慣病の予防、適切な健診の促進及び保健指導を実施することで、医療費適正化につなげます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市国民健康保険データヘルス計画
- ・伊東市特定健康診査等実施計画



## 1 自然との共生社会の推進

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民・事業者・ボランティア団体	一人一人の取組により、豊かな自然や快適な生活環境が維持・保全されている

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
公害の迷惑行為に寄せられる苦情件数	18件	15件以下
愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数	令和元年度・2019年度 27件	15件以下
伊東市森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積	令和元年度・2019年度 累計 13.8ha	累計 22.8ha 以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・ 民間事業者が起因となる公害は少ないものの、近隣住民による騒音・悪臭・野焼き等に対する相談が寄せられています。
- ・ 愛護動物の不適切な飼育により、近隣住民とのトラブルが発生しています。
- ・ 森林所有者の高齢化や後継者不足が進み、手入れ不足の森林の増加が懸念されます。
- ・ 地域林業の中心的役割を果たすべき担い手が不足しています。

#### ■課題

- ・ 生活公害行為者に対し、迷惑行為を防止するための対応策の推進
- ・ 愛護動物の飼育者の適正な飼育や近隣住民の理解を促す新たな方策の検討
- ・ 山間部における森林環境整備の推進方策の検討
- ・ 林業の担い手の育成及び林業従事者を確保するための施策の検討

### ④施策の方針

- ・ 快適な生活環境を確保するために市民一人一人が環境汚染についての意識を持つための普及啓発活動に取り組みます。
- ・ 愛護動物の飼育マナー向上に取り組み、動物愛護精神の普及・啓発を推進します。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林の環境整備を行います。
- ・ 伊東市の林業について市民の興味・関心を高めるために広報活動に取り組みます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
快適な生活環境の確保	騒音・振動・悪臭・野焼き等や愛護動物の飼育方法における市民への指導や未然防止を図るための啓発活動の実施
愛護動物の適正飼育の推進	愛護動物の適正な飼育方法の啓発、狂犬病予防注射の接種指導、飼い主のいない猫（のら猫）の去勢・不妊手術に対する補助金の交付
森林環境整備の促進	森林環境譲与税を活用した森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進、林業に係る広報の強化
林業に関する担い手の育成	計画的な森林整備事業推進による林業者の就業環境の確保

## ⑥役割分担

### ■市民

（市民）

- ・豊かな自然を守り、次世代に継承していきます。
- ・日常生活において生じる環境負荷の低減に努めます。（洗剤などによる排水の汚濁防止など）
- ・犬、猫等の愛護動物を適正に飼育し、近隣住民との理解を深めます。
- ・生物多様性の保全について理解し、動植物を大切に守ります。
- ・森林環境の重要性を理解し、環境を守るための地域活動に協力します。

（事業者）

- ・事業活動における大気・水質汚濁・騒音・振動等の公害発生について、未然に防止します。
- ・自然環境の保全に取り組み、環境負荷の少ない事業活動を展開します。

### ■行政

- ・県と連携し、生活公害の発生防止について啓発活動に取り組みます。
- ・県や市民・ボランティア団体と協働して、動物愛護思想の啓蒙に努めるとともに、飼育者に対し、愛護動物の適正な飼い方について県と連携し、指導を行います。
- ・森林環境譲与税の活用内容について公表し、森林整備状況の周知に努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市環境基本計画
- ・伊東市役所地球温暖化対策実行計画（エコアクションプラン）
- ・伊東市森林整備計画（森林法）



## 2 循環型社会の推進

### ① 施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民、滞在者、事業者	ごみの減量・資源化と温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる

### ② 成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2019年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
可燃ごみの排出量	30,758 t	29,101 t 以下
リサイクル率（総資源化量／総ごみ量）	17.85%	20.00%以上

### ③ 現状と課題

#### ■ 現状

- ・ごみの総排出量は、年々減少傾向にあります。可燃ごみ量はほぼ横ばいとなっています。
- ・家電製品等を山林などに投棄する不法投棄が後を絶ちません。
- ・ポイ捨て等により、河川等を通じて海へ流れ込んだ海洋プラスチックごみが、生態系へ影響を及ぼし、地球規模で問題となっています。
- ・省エネを目的とした電化製品が普及拡大している中で、市民の省エネに対する意識は高まっているものの、全ての人々が具体的に行動するまでには至っていません。
- ・市役所では伊東市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出抑制に取り組んでいます。
- ・廃棄物処理施設は排出基準値以下の管理を行っていますが、施設の老朽化が進んでいます。

#### ■ 課題

- ・ごみの発生抑制及び資源化を推進する施策の展開
- ・不法投棄防止対策の推進
- ・海洋プラスチックごみによる環境汚染の防止に資する新たな取組の検討
- ・市民に対する新エネ・省エネ・創エネ等の意識の醸成
- ・家庭や事業所からの温室効果ガス排出量削減対策に向けての啓発の推進
- ・廃棄物処理施設の老朽化対策のための保守点検や予防保全の強化

### ④ 施策の方針

- ・ごみの発生抑制と分別、資源化を推進します。
- ・不法投棄しにくい環境づくりを推進します。
- ・プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための6Rを推進します。
- ・環境学習等を通じた新エネ・省エネ・創エネの啓発に努めるとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた普及啓発活動に取り組みます。
- ・伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）の実行により温室効果ガス排出抑制に努めます。
- ・計画的な維持管理を行い、法に定められた排出基準値を守ります。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
ごみ発生抑制の推進	家庭ごみの発生を抑制するための啓発（生ごみの水切りの徹底、食材の使い切り、食品の食べきり、生ごみ処理器の購入費補助金の交付等）
ごみの適正処理の推進	不法投棄未然防止策の一環としての看板の設置、不法投棄パトロールの強化
静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の推進	市主催による海岸清掃活動の実施、清掃活動団体やボランティア団体主催の海岸清掃活動の支援
環境学習の充実及び温室効果ガス排出量の削減の意識啓発・普及の推進	伊東市環境基本計画の推進、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発、環境学習の実施
市役所地球温暖化対策実行計画の推進	温室効果ガスの総排出量を削減するための配慮行動の実施
廃棄物処理施設の適正な維持管理	排出基準値 1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下、放流水質 COD40mg/L 以下、SS90mg/L 以下の基準値内処理

## ⑥役割分担

### ■市民

（市民・滞在者）

- ・ 排出するごみの減量、分別の徹底、資源物の回収に協力します。また、排出のルールを守ります。

（事業者）

- ・ ごみの排出に当たり、法に基づいた適正処理を行うとともに、使用抑制や排出抑制を図るなどごみの減量化と資源化に努めます。

### ■行政

- ・ ごみの減量と資源化の啓発を推進し、循環型社会の構築を目指します。
- ・ ごみが適正に処理される環境づくりを創出し、不法投棄対策を行います。
- ・ 環境学習の一環として次世代を担う子どもたちに対し、ごみ処理やごみの再資源化の重要性について理解を深めてもらうよう努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・ 伊東市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 伊東市環境基本計画
- ・ 伊東市役所地球温暖化対策実行計画（エコアクションプラン）



### 3 生活排水対策の充実

#### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	適切な汚水処理により生活環境が向上し、公共用水域の水質保全等が図られ、快適な市民生活を送ることができる

#### ②成果指標（KPI）

指標名		現状値	目標値
		令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
環境基準 (河川BOD・海域COD) ※	八代田橋	令和元年度・2019年度 BOD 1.6 mg/l (H30) R2年9月頃確定予定	BOD 2mg/l以下
		令和元年度・2019年度 BOD 2.6 mg/l (H30) R2年9月頃確定予定	
	渚橋	令和元年度・2019年度 BOD 2.6 mg/l (H30) R2年9月頃確定予定	BOD 3mg/l以下
		令和元年度・2019年度 COD 1.5 mg/l (H30) R2年9月頃確定予定	
	伊東港中央	令和元年度・2019年度 COD 1.5 mg/l (H30) R2年9月頃確定予定	COD 2mg/l以下

※ 河川BOD・海域COD：水の汚れを示す数値。河川・湖沼ではBOD、海域ではCODを採用し、数値が小さい方が良い。（公共用水域測定調査は静岡県によるもの）

#### ③現状と課題

##### ■現状

- ・下水道アクションプランに基づき、川奈処理分区の主要幹線については令和8年度までの整備概成を目指しています。
- ・昭和49年の供用開始から約50年が経過し、施設の老朽化が顕著となっています。
- ・下水道の維持管理や耐震化に多額の事業費と長い期間が必要となっています。
- ・人口減少や節水機器の普及などにより有収水量が減少し、事業収益の確保が困難な状況であり、不足する分を、一般会計からの繰入金で補填している状況です。
- ・伊東処理区においては、接続率が全国平均を下回っています。
- ・浄化槽管理者の不適切な管理により、生活排水の汚染や悪臭などが発生し、近隣住民間でトラブルが発生しています。
- ・単独浄化槽設置が多い地域では、生活排水を河川等に放流しているため、一部の河川では水質が悪化しています。

##### ■課題

- ・健全な下水道事業経営を継続するための施策の取組の強化
- ・老朽化対策及び耐震化には多額の事業費を要するため、事業の効率化と事業費の平準化の検討
- ・下水道への接続に理解を高める取組の推進
- ・浄化槽の適切な管理（清掃・保守点検・法定検査）が徹底されるように市民への新たな周知策の検討
- ・生活排水による公共用水域の水質、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽を設置している管理者に合併浄化槽への転換の助言強化

#### ④施策の方針

- ・汚水処理費、雨水処理費の経費負担を明確にし、汚水処理費に要する適正な使用料の設定を検討します。
- ・持続可能な維持管理を目指し、中長期的な経営判断の下、整備計画の見直しを行い、効率的な整備を行うと共に改築事業との費用の平準化を図り、効率的な維持管理を目指します。また、

- 管路施設や処理施設等の耐震化による地震対策には長期間を要するため、諸施設が被災した際に備え、広域避難場所等にマンホールトイレを設置するなどの減災対策を検討します。
- ・下水道接続工事費の負担軽減を図るための助成金、貸付金制度の活用や下水道が生活環境に与える効果について啓発活動を通じて周知し、下水道への接続意識の向上を図ります。
  - ・生活排水の適正処理として単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
下水道の健全経営	公営企業会計制度に基づく財務分析、一般会計からの繰入金その他下水道事業経営のあり方の検討
下水道施設の効率的な整備促進	下水道区域の見直しも含めた効率的な整備の促進、主要幹線以外の枝線整備
下水道施設の適正管理	計画に基づく施設の長寿命化や耐震化の推進
減災対策	広域避難場所等におけるマンホールトイレの整備
下水道への接続の促進	公共下水道及び地域汚水処理施設の供用開始区域での啓発活動
適正な浄化槽の維持管理の推進	県の浄化槽パトロールに同行した適正な浄化槽の維持管理の戸別説明

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・家庭から排出される排水（生活雑排水）が河川や海などに与える影響を理解し、将来に渡り、安全で安心して暮らすことのできる水環境の構築に努めます。
- ・河川等の水質向上を図るとともに生活環境を保全するため、単独浄化槽使用者は合併浄化槽に転換し、浄化槽の適切な維持管理に努めます。

### ■行政

- ・汚水量の将来予測に基づき、効率的な整備に努めます。
- ・施設の長寿命化や耐震化を進め、安定した汚水処理サービスの提供に努めます。
- ・下水道や浄化槽（合併処理）の役割に対する理解を高めるための広報活動に努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市汚水処理施設整備計画（アクションプラン）
- ・伊東市下水道ストックマネジメント計画
- ・伊東市下水道総合地震対策計画
- ・伊東市公共下水道事業経営戦略
- ・伊東市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）



## 4 安全でおいしい水の安定供給

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
水道使用者	安全でおいしい水を安定的に使用することができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	86.2%（R1）	90.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・地下水を主に取水し、消毒のみで水質基準を満たした水道水を供給できています。
- ・高度経済成長期に整備された管路施設の老朽化が進んでいるため、更新計画の策定等の予防保全や災害時の早期復旧対策を整えています。
- ・水道は市民の重要なライフラインであるため、災害・事故時の応援協力体制づくりや災害対策訓練を実施しています。
- ・給水人口の減少や節水機器の普及等により、料金収入は減少傾向にあります。
- ・将来にわたって、市全域に対し継続的に水を安定供給するため、市水道事業と民営水道事業者との統合に向けて協議を行っています。

#### ■課題

- ・今後の水質悪化の可能性
- ・管路施設の老朽化対策、耐震化の推進
- ・災害・事故時における対応方策の強化
- ・老朽施設の更新や耐震化に必要な事業費の財源の確保
- ・水道事業の統合

#### ④施策の方針

- ・水質検査計画に基づき検査を行い、かつ、耐塩素生物の監視を強化し、安全安心でおいしい水を供給します。
- ・老朽化した管路施設の効率的な更新や適正な維持管理を行います。
- ・災害・事故時における体制づくりの強化を行います。
- ・効率的な事業運営に努め、持続可能な経営基盤の強化を図ります。
- ・給水区域内の民営水道事業者との協議を進め、水道事業の統合を推進します。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
水質の適正管理の推進	原水、浄水の定期的な水質検査の実施、検査結果の公表
管路更新（耐震化）事業の推進	効率的な管路の更新事業の実施
災害・事故時に迅速に対応できる体制づくり	緊急時における資材・配管材の確保、応援協力体制の確立
持続可能な経営基盤の強化	経営の効率化・経費削減、収納率の向上、料金体系の見直し
民営水道の統合の推進	未統合事業者の統合の推進に向けた協議

#### ⑥役割分担

##### ■市民

- ・給水装置を適正に維持管理します。
- ・災害時に備え家庭や職場での生活用水の確保に努めます。

##### ■行政

- ・水道施設を適正に維持管理し、安定的に供給します。
- ・水質情報が広く市民に行き渡るように広報し、水道水の安全性を伝えます。
- ・重要度や優先度を踏まえた上で、計画的な施設の更新を進めます。
- ・防災対策の一環として、広報紙等による水の備蓄の啓発や地域防災訓練を活用した応急給水訓練を行います。
- ・経営基盤の強化により、更新財源の確保を図ります。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市水道ビジョン
- ・伊東市水道事業経営戦略



## 5 魅力的な都市空間の創造

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市域	地域特性を生かした安全で快適な市街地が形成され、景観に配慮されている

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	55.5%（R1）	65.0%以上
土地の使い方について「全体として調和が取れており、良い状態である」と回答した市民の割合（市民満足度調査）	38.4%（R1）	48.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・ 少子高齢化・人口減少の進行により、中心市街地の空洞化が続いています。
- ・ 伊東駅前広場や周辺道路では、電車の発着時などに混雑する時間帯があります。
- ・ 人口が減少し郊外開発が進み、低密な市街地が拡散しています。
- ・ 人口一人当たりの公園面積（8.7㎡/人）が目標値（10㎡/人）に達していません。
- ・ 用途地域の定めがない地域において、開発による無秩序な市街化の進行がみられます。
- ・ 幹線道路沿いにある違法広告物、景観への配慮に欠ける建築物等まちなみ景観が阻害されている箇所が見られます。
- ・ 市営住宅について、中層耐火造住宅ではユニバーサルデザイン対応等の住戸改善が求められており、一方では耐用年限を既に経過した木造及び簡易耐火造住宅が残っています。
- ・ 空家等の相談件数は年々増加傾向にあり、所有者が既に死亡したものの、相続や登記がされていない空家等が増えています。
- ・ 伊東市當天城霊園は、令和元年度の市民墓所需要調査の結果、合葬施設等の新たな墓地形態が求められています。

#### ■課題

- ・ 中心市街地のにぎわいを取り戻すための活性化
- ・ 伊東駅前の整然とした空間整備
- ・ 一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供
- ・ 憩いの場の提供のため公園等の整備
- ・ 無秩序な開発行為への防止
- ・ 良好な景観の維持
- ・ 多様な世代のニーズに合わせた市営住宅の住棟及び住戸の改善並びに老朽住宅の解体・撤去を行うことによる管理戸数の適正化
- ・ 空家等の利活用方策の検討
- ・ 空家等に関する相談体制の充実等、適正な管理等の推進
- ・ 伊東市當天城霊園への合葬施設等の建設需要への対応

### ④施策の方針

- ・ 伊東駅前周辺地区を含む中心市街地において、まちなぎわいを創出する取組を行います。
- ・ 地域特性を踏まえた都市機能や生活機能を集約したまちづくりを推進するため立地適正化計画を策定し、計画の中で都市機能誘導区域、居住誘導区域を定め誘導を図ります。
- ・ 自然環境を生かした安らぎと憩いの場の提供のため公園等を整備します。
- ・ 周囲と調和した開発となるよう、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に則って指導します。
- ・ 景観に配慮したまちづくりの推進のため、景観・屋外広告物条例等の適正な指導を行います。

- ・市営住宅ストックの有効活用を図るとともに、老朽化住宅の早期解体・撤去を推進します。
- ・公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会との協定に基づく空家等の利活用推進の取り組みを、積極的に推進し、移住定住の促進につなげます。
- ・空家等を適正に管理するため、分譲地自治会等と協働で空家等実態の把握及び対策に努めます。
- ・都市計画法等の関係法令に従い、伊東市宮天城霊園への合葬施設等を建設するための方策を推進します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
中心市街地の活性化の推進	伊東駅周辺地区の整備、市街地の道路整備、官民協働で行うまちづくりの活動
地域特性を踏まえた都市機能や生活機能を集約したまちづくりの推進	都市機能誘導区域への公共施設等の誘導、居住誘導区域への居住誘導
憩いの場の整備	公園、緑地の整備、開発行為による緑地の確保
土地利用の健全化	土地利用指導要綱の適正化、宅地造成等規制法の適正化
景観に配慮したまちづくりの推進	景観条例の適正な指導、屋外広告物条例の適正な指導、廃屋解体の撤去支援
市営住宅の快適で良好な住空間の維持・確保	誰もが健やかに暮らせるよう市営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新、耐用年限が経過した老朽住戸の解体・撤去
空家等及び跡地の利活用	伊東市空家等対策に向けた利活用促進に関する協定による市内の空家等の市場への流通促進
空家等の適正な管理等の推進	町内会や分譲地自治会と連携した空家等の情報収集、所有者等に対する啓発及び情報提供、相続時の専門家相談の検討
伊東市宮天城霊園の整備推進	関係機関との協議、事業認可申請等

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・中心市街地の活性化の環境づくりに努めます。
- ・都市機能誘導区域外や居住誘導区域外で一定規模の開発行為・建築等行為等を行う場合には届出を行います。
- ・安全で良好な土地利用が図られるように申請内容や手続において法令に違反とならないよう努めます。
- ・自らが景観の形成の主体であることを認識し、互いに協力し景観形成に努めます。
- ・市営住宅の住民は、住生活に関わる要望を、自治会として行政に対して伝えます。
- ・各町内会で空家に関する緊急連絡体制表の作成に取り組みます。

### ■行政

- ・伊東駅前周辺地区を含む中心市街地において、まちのにぎわいとなる施策を展開します。
- ・用途地域内に都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定し、関係施設、居住等の誘導を図ります。
- ・周囲と調和した開発となるように土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に則って指導します。
- ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、景観・屋外広告物条例等の適正な指導を行います。
- ・市営住宅の入居者や入居待機者が求めるニーズの的確な把握・実現に努めます。
- ・用途廃止の手続後に老朽市営住宅を解体・撤去することで、適切な管理戸数の確保に努めます。
- ・空家等所有者が空家等の適切な維持管理に対する意識を高めるよう努め、空家になる以前の段階での早期解決に取り組みます。
- ・合葬施設等を建設するための方策を検討・推進します。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市景観計画・伊東市景観形成基本計画（景観法）
- ・伊東市市営住宅長寿命化計画
- ・伊東市空家等対策計画



## 6 公共交通体系の充実

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民等	持続可能な地域公共交通が確保・維持されている

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「バス・鉄道などの公共交通対策の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	31.7%（R1）	45.0%以上
鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーの年間利用者数	令和元年度・2019年度	現状維持
	8,651千人	

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・鉄道、路線バス、デマンド型交通による人口カバー率は、市全体で70.3%であり、郊外や山間部を中心に交通空白地域が存在しています。
- ・別荘地や分譲地は、人口が比較的集積し、高齢化率が高い交通空白地域が存在しています。
- ・鉄道、路線バスの利用者数は近年横ばいですが、人口減少の傾向から将来は利用者数の減少が懸念されます。
- ・路線バスは、伊東駅や伊豆高原駅を中心に市内の各方面へ運行していますが、1時間当たり1本の運行がない路線が見られます。
- ・買い物における移動手段は自動車为中心であり、路線バスの利用は5%程度で、その利用は少ない状況にあります。
- ・日常の買い物では、市内の移動が9割以上と多く、通院では市内の移動が8割程度と市内の移動が多い状況にあります。
- ・鉄道、バスともフリー切符を設けており、観光移動等に利用されています。

#### ■課題

- ・人口減少、高齢化に対応した公共交通網の構築
- ・別荘地・分譲地などの居住に対応した公共交通網の構築
- ・路線バスの停留所等から離れた交通空白地域対策
- ・路線バスの運行効率化
- ・公共交通の利用を促進
- ・目的に応じた地域内・外への移動手段の確保
- ・観光移動等における公共交通機関の利用促進

#### ④施策の方針

- ・誰もが利用しやすい公共交通の環境を整えます。
- ・持続可能な公共交通体系を構築するため、効率性と利便性の向上につながる取組を進めます。
- ・公共交通の利用促進に向けて関係者と一体となった協働体制づくりを進めます。
- ・交通情報や観光施設など観光に関する案内の一元化を推進します。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
交通結節点の利用環境の向上	乗り場案内や乗継案内などの表示改善、鉄道と路線バス、路線バス同士の接続の向上
公共交通体系の再構築	市内路線バスの維持・見直し、広域路線バスの維持・見直し
地域公共交通の確保、充実	交通空白地域の解消に向けた取組み、別荘地等が主体となり運行する生活交通への補助、UDタクシー車両の購入補助
利用促進に向けた取組み	総合時刻表やモビリティ・マネジメントなどの実施、乗り方教室などのイベントの実施、利用促進ツールの使い方の周知
観光移動での利用促進	観光周遊の促進に向けた取組、観光に役立つ情報の提供

#### ⑥役割分担

##### ■市民

(市民等)

- ・鉄道、バス等の公共交通の利用に努めます。
- (交通事業者)
- ・乗場案内、乗継案内など交通結節点の利用環境の向上に努めます。
  - ・鉄道・バス等の接続の向上、地域の要望に対応したルートの見直しなど交通体系の再構築に努めます。
  - ・バスの乗り方教室など利用促進に向けた取組を行います。
  - ・交通空白地域の解消に向けた取組みなど公共交通の確保、充実に努めます。

##### ■行政

- ・交通事業者とともに乗場案内、乗継案内など交通結節点の利用環境の向上に努めます。
- ・交通事業者とともに鉄道・バスなどの接続の向上、地域の要望に対応したルートの見直しなど交通体系の再構築に努めます。
- ・交通事業者とともにバスの乗り方教室など利用促進に向けた取組を行います。
- ・交通事業者とともに交通空白地域の解消に向けた取組など公共交通の確保、充実に努めます。

#### ⑦関連する個別計画

- ・東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画（本市を含む5市3町の広域計画）
- ・伊東市地域公共交通網形成計画



## 7 道路環境の整備

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市域	円滑・安全・安心・快適な道路環境が維持できている

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
道路瑕疵による事故発生件数	0件	0件
幹線市道の整備率	令和元年度・2019年度 95.7%	98.5%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・安全な道路環境の整備を実施するに当たっては、地域住民や関係者の協力が不可欠であるため、説明や交渉に時間を要しています。
- ・良好な道路環境を保つため常に補修や除草が必要となっています。
- ・道路施設の保全のために修繕計画や長寿命化計画を策定し順次修繕を行っていますが、高度経済成長期に建設されたインフラが多いため老朽化率が減少しない傾向にあります。
- ・高齢者や子どもたち等の安全確保のために歩道の整備やバリアフリー化を順次行っていますが、歩道幅員の確保や民地側の高さの調整等が困難で苦慮しています。

#### ■課題

- ・地域住民や関係者の事業への協力
- ・道路施設等の適切な維持管理
- ・修繕計画や長寿命化計画の前倒しの検討
- ・道路構造や施工方法の検討

### ④施策の方針

- ・現状把握に努め、地域住民や関係者との合意形成を図り、円滑な道路環境の整備を推進します。
- ・道路瑕疵等が発生しないよう道路パトロールの強化を図るなど、適切な維持管理を行います。
- ・国や県の補助金や交付金制度を活用し、早期に修繕計画や長寿命化計画が完了できるよう努めます。
- ・高齢者や子どもたち等が安全で安心して歩行ができるとともに、車両の運転者にも安全で安心して走行ができる道路環境整備を進めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
円滑な道路環境の整備	道路交通量の把握、市道の利用に対する市民の声の把握、幹線市道の計画的な整備、渋滞の緩和対策の検討、円滑な交通のための道路網整備、移住定住促進道路整備
道路施設等の適切な維持管理の推進	路面の破損箇所等の早期発見・早期補修、道路パトロール等による早期発見・早期補修、舗装長寿命化のための計画的な修繕、交通安全施設の設置、道路施設の長寿命化、先進技術の活用
安全で快適な歩道空間の推進	歩道のバリアフリー化の促進、歩道のバリアフリー化に関する市民の声の把握

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・子どもから高齢者、また観光客が安全で安心に通行できる道路を目指し、事業の説明会等に積極的に参加するように努めます。  
(地域)
- ・日頃から道路に関心を持ち、草刈りや側溝清掃などの道路環境美化活動に積極的に参加するように取り組みます。
- ・日々の生活する中で、不便さを感じる施設等があった場合には、行政とともに解決に向けて取り組みます。

### ■行政

- ・地域住民や関係者等には、事業の進捗状況等の最新情報を発信して情報共有を行うとともに、現状把握に努めます。
- ・市民との協働で道路の環境美化を行う「伊東市公共施設の里親制度(アダプトシステム)」や「伊東市道路愛護推進事業」の広報活動に努め、積極的な市民の参加を促進します。
- ・苦情等の事業に関する情報提供があった場合には、地域住民や関係者等と協力して解決するように努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・社会資本総合整備計画
- ・伊東市橋梁長寿命化修繕計画
- ・伊東市個別施設計画(橋梁)
- ・伊東市公共施設等総合管理計画
- ・伊東市通学路交通安全プログラム
- ・伊東市移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画



## 1 教育環境の整備

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
児童・生徒・保護者	児童・生徒が学習しやすい環境が整っている

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数	0.16台	1台以上
長寿命化計画に基づく具体的な改修計画の策定・改修の実施	未策定	改修計画に基づく改修の実施

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・小学校児童数・中学校生徒数は減少しており、令和2年度においては、児童数はピーク時（昭和54年度）の33.2%の2,464人、生徒数はピーク時（昭和57年度）の38.6%の1,426人にまで減少しています。
- ・学校の小規模化が進む中、「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針（令和元年8月に策定）」（以下「基本方針」という。）に掲げた学校統合の実現に努めています。このうち川奈小学校については、令和3年度に南小学校との統合が実現しています。
- ・小中学校の校舎や指定緊急避難場所でもある体育館は、耐震工事を積極的に進めていますが、学校施設の老朽化が進んでおり、全体の約54%の施設が建築から40年を経過しています。
- ・学校給食センターの建設により、市内全ての小中学校で給食が提供され、徹底した衛生管理及び市内統一のアレルギー対応方針の策定並びに市を挙げての地産地消の推進と食育の充実により、安全安心で美味しい給食提供に努めています。
- ・食物アレルギーを持つ児童生徒が増加傾向にあることに加え、感染症対策や食中毒対策が重要視されるなど、給食提供に求められる作業が複雑化する中、給食センター以外の学校の給食調理場は施設が狭く、設備の著しい老朽化が問題となっています。
- ・授業の質を向上させるため、パソコン教室への教育用パソコンの配置、小学校への電子黒板導入などを進めています。

#### ■課題

- ・基本方針の具体的方策である「東小学校、西小学校、旭小学校の3校の統合」実現に向けた、児童への配慮及び保護者・地域住民との協議調整
- ・今後の児童生徒数の減少を見据えた本市の小中学校のあり方の検討及び推進
- ・長寿命化計画に基づく学校施設の老朽化対策の実施
- ・老朽化が著しい学校の給食調理場への対応策の検討及び推進
- ・ICTを活用した情報教育充実のための施策の推進

### ④施策の方針

- ・基本方針の具体的方策である「東小学校、西小学校、旭小学校の3校の統合」の実現と実現後は、本市の状況を見据えた新たな基本方針の検討を進めます。
- ・学校施設全体の長寿命化を検討するとともに、トイレ等の設備の計画的な改修と併せ、危険度を踏まえた修繕に取り組むことにより、安全で良好な教育環境を確保します。
- ・老朽化著しい調理場を給食センター受配校に拡充するなど、調理場の集約を進めるとともに、市と委託業者が連携を深め、アレルギー対応や感染症対策等に係る給食従事者としての資質向上を図ります。また、児童生徒が地元食材に親しみ、理解を深めるための献立の工夫に努めます。
- ・1人1台端末や校内LANなどのICTを活用できる学習環境を整え、学校全体の情報環境整備を推進します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
小・中学校の規模と配置の適正化の推進	「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」の実現、新たな基本方針の検討
学校施設の環境整備及び老朽化対策	学校校舎トイレの改修（床の乾式化・洋式便器の増設等）、映像装置のデジタル化改修、校舎屋上防水工事の実施、学校施設の長寿命化を図るための大規模修繕の検討
学校給食センターを最大限に活用した食育と地産地消の推進	今後の児童生徒数を見据えた学校調理場の集約、安全安心な給食の提供、魅力ある学校給食の提供、学校給食を通じた食育の推進、学校給食を活用した地産地消の推進
I C T教育環境整備の充実	1人1台端末の整備、校内LAN（無線LAN）の整備、大型提示装置の普通教室整備（中学校）・特別教室整備（小中学校）、実物投影機の全普通教室整備（小学校）、デジタル教材を活用できる環境の整備

## ⑥役割分担

### ■市民

（保護者）

- ・学校における奉仕活動を始めとした各種活動を通じ、子どもたちの教育環境の向上に努めます。

### ■行政

- ・子どもたちが安心・安全に学校生活を送れるよう必要な施設の適正管理・修繕・改修を行います。
- ・未来を拓く子どもたちが、充実した教育環境で授業を受けられるよう、学校の規模・配置の適正化を進めるとともに、I C T機器等の環境整備を行います。



## 2 未来を創る教育の充実（小・中学校）

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
児童・生徒	夢や希望を抱くことができる
学校	子どもたちが夢や希望を育むことのできる魅力ある学校

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
学校が楽しいと思う子どもの割合【小学校】 （学校生活アンケート）	88.6%（R1） 9月中に確定	90.0%
学校が楽しいと思う子どもの割合【中学校】 （学校生活アンケート）	83.6%（R1） 9月中に確定	85.0%

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・全国学力学習状況調査の結果から、各学年に応じた学習内容は身に付いてはいるものの、学習意欲の低下や学力の二極化が見られます。
- ・経済のグローバル化やICTの急速な発展により子どもを取り巻く環境が急激に変化しています。
- ・グローバル社会を生き抜く人材を育成するため、本市では外国語指導員（ALT）やICT支援員等専門の支援員を配置しています。
- ・近年、地震、台風・集中豪雨等自然災害、熱中症、登下校中の事故等の子どもが巻き込まれる事案が発生し、学校における子どもの安全確保が求められています。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり（H29:8.7%→H30:9.7%→R1:10.7%）、個に応じたきめ細やかな支援が必要となっています。
- ・急激な社会変化の中において、子どもたちの悩みや不安は複雑かつ多様化しており、いじめの認知件数が増加するとともに、不登校の出現率（小学校H29:1.24%→H30:1.37%、中学校H29:4.61%→H30:5.53%）が高くなっています。
- ・価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会におけるつながりが希薄化し、子どもを地域で育てるという考え方が失われつつあります。

#### ■課題

- ・社会を生き抜く基盤となる確かな学力向上のための施策の推進
- ・生きる力を身に付ける質の高い教育を推進するための施策の検討
- ・自ら身を守る危機回避能力や自らが判断し行動できる力を高める教育施策の充実
- ・インクルーシブ教育システム※1の構築のための施策の検討
- ・児童・生徒がお互いの良さや違いを認め合うことができる教育施策の推進
- ・地域との連携による開かれた学校運営を推進するための仕組みの検討

### ④施策の方針

- ・学び手の視点で授業を構想し、「自分ごととしての学び」を実現していけるよう授業改善に取り組みます。
- ・社会の中で、自らの可能性を伸ばし、多くの人と関わり協働しながら、豊かな人生を切り拓いていけるようキャリア教育を進めていきます。
- ・緊急時に適切に行動できる力を育成するとともに学校における危機管理体制の充実を図ります。
- ・多様な教育的ニーズに応えることのできる教職員、支援員の育成に努めるとともに教育的支援体制の確立に取り組みます。
- ・いじめの起きにくい学校運営に取り組みます。
- ・子どもが相談しやすい環境づくりと校内及び関係機関との連携体制を整えます。
- ・学校と地域が連携をして、子どもたちの成長を支援する体制を整えます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
「学びに向かう力」の育成	確かな学力の向上、外国語教育の充実とICT機器の効果的な活用
「人として備えたい力（人間性）」の育成	社会性や規範意識の定着（あいさつの奨励）、自己肯定感を高め思いやりの心の醸成（道徳教育の充実）、小中学校の各段階におけるキャリア教育の推進
「命を守る力」の育成	危険を未然に回避する力や緊急時の対応力の育成、健康的な生活習慣の定着、運動能力の向上
教育的支援体制の充実	支援員の適正な配置、教職員の研修強化、校内及び市就学支援委員会の充実、いじめ対策の推進、不登校対策の推進
地域社会との連携推進	郷土愛の醸成、地域活動への積極的な参加、学校運営に関する情報発信

## ⑥役割分担

### ■市民

（児童・生徒）

- ・常に目標を持ち、それに向かって努力します。

（市民）

- ・家庭において発達段階に応じた生活・学習習慣を身に付けさせるとともに、地域において心豊かな子どもを育成するための支援を行います。

### ■学校

- ・同僚性を高め、付けたい力に照らして子どもの姿で語るとともに、教員の資質・指導力の向上と授業改善を図り、工夫した校内研修を実践します。

### ■行政

- ・個に応じた指導、支援を進める上での必要な支援員の配置を行います。
- ・教育の適正配置や指導力向上につながる研修が適切に行われるよう国や県に働きかけます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市教育大綱

※1 インクルーシブ教育システム：障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。



### 3 生涯学習活動の推進

#### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できる

#### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「生涯学習活動の推進」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	70.5%（R1）	73.5%以上
市民一人当たりの図書貸出冊数	令和元年度・2019年度	3.76冊以上
	2.81冊	

#### ③現状と課題

##### ■現状

- ・生涯を通じて快適に学習できるまちを目指していますが、全ての市民が生涯学習活動に積極的に参加しているとは言えない状況です。（R1：中央会館・ひぐらし会館登録団体1,109団体：1団体30人と仮定した場合、33,000人前後）
- ・市民の生涯学習活動への参加回数は増加傾向にあるものの、全ての市民が学びや活動に参加し、豊かさを享受できているとは言えない状況です。（市民一人当たりの生涯学習センター及びコミュニティセンターの利用実績3.13回：令和元年度）
- ・生涯学習センターやコミュニティセンターにて開催している各種講座や教室、サークル活動などが十分に周知されていません。
- ・伊東市生涯学習センター中央会館は、伊東図書館が併設されていることもあり、恒常的に利用者の駐車場が不足しています。
- ・伊東図書館は、老朽化が著しいほか、閲覧用の開架スペースや中・高生が利用する学習スペースが不足しており、十分な図書サービスが提供できているとは言い難い状況です。
- ・貸出冊数、イベント・企画展の開催数は横ばい状況にありますが、延床面積、蔵書冊数、貸出数等は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や同規模自治体との比較では、基準を下回っています。

##### ■課題

- ・生涯学習活動に気軽に参加できる体制の構築
- ・生涯学習活動への継続的な参加機会の促進
- ・各種教室の普及と市内で活動するサークル等団体の情報収集及び発信の強化
- ・伊東図書館の新規登録を増やすための周知方法等や来館を促すための方策の推進
- ・伊東図書館における蔵書数の増加やICT化、地域の知や文化を記す付加価値の高い資料等の利活用
- ・施設のユニバーサルデザイン化や十分な閲覧スペース・学習室、利便性向上のため駐車場の確保など、施設機能の充実

#### ④施策の方針

- ・働き方が多様化する昨今において、ワークライフバランスを考慮しつつ、多くの方が参加できるように生涯学習の機会を提供します。
- ・毎年度開催している市民大学、いでゆ大学、楽しく学ぶ子育て講座等の各種講座に関し、バラエティに富んだタイムリーな講座を開催するなど、講座内容の充実に努めます。
- ・市内で活動しているサークル等団体の情報を、生涯学習情報誌「まなびのとびら」や市ホームページへ掲載するほか、SNS等を活用する中で積極的に広報を行います。
- ・魅力ある図書館の構築を目指し、時勢・トレンドを反映した選書、交流スペースの創出、様々なイベントや企画展等を実施して来館者の増加を目指します。
- ・生涯学習機能を有する新図書館建設事業を進め、図書館機能の充実や施設の充実、サービスを向上し、新規利用者の確保や潜在利用者の利用を促進します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
生涯学習機会の提供	生涯学習自主事業等の充実、生涯学習指導者等の発掘
市民の自主的生涯学習活動の推進	市民向け学習講座・教室の内容の充実、学習成果を生かした地域における学習交流機会の創出
生涯学習団体の情報提供の充実	広報誌やSNS等を活用した情報提供、市内サークル活動団体の情報収集、生涯学習情報誌や市ホームページによる情報発信
魅力ある図書館の構築事業の推進	様々なイベントや企画展の実施、新図書館建設

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・一人一人が、伊東市民憲章に掲げる“文化を高め、教養を豊かにしましょう”の実現に向け、学ぶことの喜びを再認識するとともに、自己の研鑽に努めます。
- ・生涯学習の根幹である“知の循環型社会”の構築を目指し、知的資源の共有に努めます。

### ■行政

- ・国・県の動向や、社会情勢を的確に捉え、新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策を実施します。
- ・時代のすう勢を見極めるとともに市民ニーズを的確に把握し、付加価値の高い生涯学習施策の実現に努めます。
- ・学習情報の収集・発信に係る充実を図ります。
- ・『伊東市の知と魅力』を集約・発信する拠点として、市内外から多くの方が訪れ、知的資源の共有ができる新図書館の建設を進めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・子ども読書活動推進計
- ・伊東市新図書館基本構想（令和2年度策定予定）



## 4 青少年の健全な育成

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
青少年	次代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性を身に着け、地域とともに健やかに育つことができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
小・中・高生一人当たりの地域学校協働活動への参加回数	1.35回	1.68回以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・青少年の健全育成においては、地域における生活環境も重要な要素の一つですが、ライフスタイルが多様化する昨今、地域とのコミュニケーションが希薄化しつつあります。
- ・少子化や核家族化の進行により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、放課後等に児童・生徒が交流する機会や安心して過ごせる場所が減少しています。
- ・少子化や核家族化の進行により青少年の地域活動への参加機会が減少しています。
- ・ICT化の推進やSNSツール等の普及に伴い、青少年が地域の中で、元気に活動する機会が減少しています。

#### ■課題

- ・青少年が地域社会に積極的に参画できる体制の構築
- ・地域社会の中で、放課後及び週休日並びに夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全で健やかな居場所づくり
- ・青少年が地域活動に参加しやすい機運の醸成及び地域の積極的な関与
- ・青少年が身近な自然環境や地域の歴史・文化に触れる機会の創出及び次世代を育てようという機運の醸成

### ④施策の方針

- ・青少年が生まれ育った地域で元気に活動できるように声かけ・あいさつ運動を推進し、積極的に地域との連携を保てるように支援していきます。
- ・地域の協力を得る中で、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保するとともに、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を促進します。
- ・次代を担う青少年が地域において善い行いや優れた活動をできるよう促します。
- ・青少年の豊かな心とたくましい身体づくりを推進するため、郷土の文化や史跡、恵まれた自然に触れる機会を創出するとともに、地域における行事や奉仕活動へ世代を超えた積極的な参加を促します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
声かけ・あいさつ運動の推進	地域におけるあいさつ運動の推進、小・中学校におけるあいさつ運動推進、あいさつ運動の広報の推進
地域における居場所づくりの推進	地域活動団体の推進、広報誌やSNS等を活用した地域における放課後等子どもたちの居場所に係る情報発信
地区青少年健全育成活動の活発化	青少年健全育成活動への地域の積極的な関与
次世代を担うリーダーの育成	リーダー育成機会の拡大（夢チャレンジくらぶの開催）、少年教育の推進（小学生ふるさと教室の開催）、年少者を指導する中高生の育成（静岡県初級・中級青少年指導者認定者事業の推進）

## ⑥役割分担

### ■市民

（地域）

- ・青少年の健全育成には、地域の協力が必要不可欠である旨を再認識し、未来を担う青少年を地域全体で育むよう努めます。

### ■学校

- ・未来を担う青少年の健全育成に向け、家庭・地域・行政等との積極的な連携に努めます。

### ■行政

- ・青少年が地域行事に参加しやすい雰囲気づくりを支援します。
- ・時代のニーズを的確に捉え、ふるさと教室や夢チャレンジくらぶを始めとした教室プログラムの魅力向上に努めるとともに、参加しやすい環境の構築に努めます。
- ・次世代を担うリーダーとしての自覚、後継を育てようという意識が芽生えるように育成に努めます。
- ・本施策を通じ、地域が活性化するよう、必要な情報発信をします。



## 5 市民スポーツ活動の推進

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	気軽に快適にスポーツに取り組むことができ、生涯にわたって健康を維持することができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「市民スポーツ活動の支援」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	72.9%（R1）	80.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・「市民一人一スポーツ」を目指し、伊東市体育協会等のスポーツ団体と相互に協力を図り、オレンジビーチマラソン、伊東駅伝を始めとする各種スポーツ大会の開催あるいは開催支援をしています。
- ・各地域の体育振興会と連携を図り、区民体育祭等の地域スポーツの振興に努めています。
- ・伊東市民体育センター、伊東市民運動場、大原武道場等の社会体育施設に指定管理者制度※1を導入し、きめ細やかな市民サービスの向上に努めるとともに、小・中学校の体育施設を市民に開放して、スポーツの振興を進めています。
- ・各種教室等による実技指導を実施し、ニュースポーツ※2等、幅広い年代の市民が楽しむことができるスポーツの普及活動を進めています。
- ・より多くの市民が安全で安心してスポーツに親しむことができるように、伊東市民運動場人工芝生花事業や遊歩道等の周辺環境整備等、社会体育施設の更新をしています。

#### ■課題

- ・少子高齢化による各種スポーツの競技者確保及びスポーツ団体の充実化
- ・市民の誰もが安全で安心してスポーツを楽しむための社会体育施設の充実
- ・市民が気軽に参加できるスポーツによる健康づくりの推進及び実技指導を通じた生涯スポーツの充実化
- ・伊東市民運動場の健康増進の活動拠点としての形成及び周辺遊歩道も含めた効果的な活用方策の推進
- ・老朽化が進む社会体育施設及び学校体育施設の維持管理及び更新

### ④施策の方針

- ・市民各自の体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに取り組むことができるように、各種スポーツ団体への支援を図ります。
- ・安心、安全にスポーツに取り組める拠点施設として、社会体育施設及び学校体育施設の維持管理及び更新に努めます。
- ・市民誰もが健康的にスポーツを楽しむことができるように年齢やレベルに応じた指導ができる指導者の養成を目指し、専門的技術指導のできるスポーツ推進委員の拡充に努めます。
- ・市民がスポーツに取り組んだ結果、健康維持及び体力向上を実感できるための支援に取り組めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
スポーツ団体の支援	スポーツ団体の活動支援、スポーツに取り組む市民の活動支援
社会体育施設等の充実	社会体育施設の設備等更新、学校体育施設の設備等更新
指導者の養成	スポーツ推進委員の拡充
市民の健康維持及び体力向上	スポーツ教室の拡充、市民の体力向上

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・生涯にわたって健康を維持することを意識し、積極的にスポーツに取り組みます。
- ・スポーツ団体構成員は、競技者や指導者の確保に努めます。

### ■行政

- ・各社会体育施設で実施することができる種目の情報発信に努めます。
- ・スポーツ団体に対して、運営支援に努めます。
- ・スポーツ推進委員の拡充に努めるとともに、知識及び技術修得を支援します。
- ・スポーツ教室の充実に努めます。
- ・社会体育施設の大規模改修や修繕を積極的に実施します。
- ・人工芝生化事業完了後の伊東市民運動場利用促進を図ります。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市社会教育施設長寿命化計画（令和2年度策定予定）

- ※1 指定管理者制度：多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設管理に民間のノウハウを活用する制度。市民サービス向上及び経費節減が期待できる。
- ※2 ニュースポーツ：だれでも、どこでも、いつでも気軽に楽しめることを目的として、新しく考案、紹介されたスポーツ。技術やルールを比較的簡単にしている。



## 6 歴史・芸術文化の振興

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	歴史、芸術文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「芸術・文化に触れる機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	63.6%（R1）	70.0%以上
「史跡・郷土芸能の保存」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	74.8%（R1）	80.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・本市の恵まれた自然環境がもたらす自然遺産や先人から受け継がれてきた歴史遺産は、地域や関係団体によって受け継ぎ、守られています。
- ・心豊かな市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すため、平成27年に伊東市文化振興基本構想を策定しました。
- ・市立木下杢太郎記念館では、郷土の偉人木下杢太郎の偉業を紹介し、文化財管理センターでは、原始からの伊東市の歴史を展示しています。
- ・近年、本市の新たな歴史情報を発掘・集約し、伊東市史を改訂しました。
- ・伊東市史を活用し、市民に学ぶ、知る機会を提供しています。
- ・市民の文化活動は活発で、行政は助成や後援により支援しています。
- ・芸術祭や各種教室の開催により、文化に親しむ人を育成しています。
- ・国指定史跡「江戸城石垣石丁場跡」は、かつて江戸城の石垣用石材が採石された場所であり、当時を知る上で欠かせない歴史遺産であることから、保存活用計画の策定を進めています。

#### ■課題

- ・歴史講座等を通じた文化財に親しむ機会の拡充及び文化財愛護精神の育成
- ・木下杢太郎記念館及び文化財管理センターの更なる活用
- ・各地域の特色ある伝統芸能の担い手の育成
- ・芸術文化活動団体の連携強化及び活動の活性化
- ・地域住民への江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の周知

### ④施策の方針

- ・文化財を保護・保存し、後世に伝えていくため、地域や保存団体と連携を取り、的確な支援と育成に努めるとともに、担い手の育成に努めます。
- ・市民が本市の歴史に興味を持ち、進んで学ぶことができる学習機会の充実を図ります。
- ・木下杢太郎記念館及び文化財管理センターの充実に努めます。
- ・芸術文化活動団体を支援し、活動の活性化に努めます。
- ・江戸城石垣石丁場跡保存活用計画に沿った施策実施に努めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
文化財の保護・保存	指定文化財等への保護や支援、江戸城石垣石丁場跡保存活用計画に沿った施策実施
歴史に触れる機会の提供	歴史講座、出前講座及び講演会の充実、木下杢太郎記念館及び文化財管理センターの充実
芸術文化活動の支援	芸術文化団体等の支援、芸術文化に取り組む個人の支援

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・文化財を保護・保存することの大切さを学び、後世に伝えます。
- ・積極的に芸術文化活動に取り組むとともに活動の輪を広げていきます。

### ■行政

- ・文化財保護・保存に携わる団体・個人と連携し、保護や支援に努めます。
- ・歴史講座、出前講座及び講演会等、市民の学習機会を充実させます。
- ・木下杢太郎記念館及び文化財管理センターの充実に努めます。
- ・芸術文化活動に取り組む団体・個人の支援に努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市文化振興基本構想
- ・江戸城石垣石丁場跡保存活用計画（令和２年度策定予定）



## 7 郷土愛の醸成

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
本市の将来を担う高校生	生まれ育ったまちに誇りを持ち、「住み続けたい」「離れても将来戻ってきたい」と思える

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
伊東市に将来戻ってきたいと思う高校生の割合 （高校生アンケート）	58.0%	65.0%以上
郷土に誇りと愛着を持っている高校生の割合 （高校生アンケート）	71.6%	75.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・将来伊東市に戻ってきたいと思わない方の割合が31.2%、郷土に誇りと愛着を持っていない方の割合が26.2%となっています。
- ・市外に移りたいと思う方の割合が57.9%となっています。
- ・伊東市の魅力を高校生の視点で捉え、伝えていくおもてなし特派員事業の実施や市制施行記念事業を始めとした記念事業実施の際の啓発ツールの作成等、高校と行政が連携する機会は生まれていますが、事業者等も含めた地域全体で郷土愛を醸成し、未来を担う人材を育成する機会を十分に創出できているとは言えません。

#### ■課題

- ・高校生と行政の連携及び事業者等も含め地域一体となった郷土愛醸成の仕組みの構築

### ④施策の方針

- ・高校と行政の連携を継続・強化するとともに、事業者等との連携を図り、高校生がまちづくりに参画する機会をつくりながら、地域全体で高校生の郷土愛の醸成を図る環境づくりと未来を担う人材の育成機会の創出に努めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
郷土愛醸成に向けた連携の推進	高校・行政との連携事業の推進、高校・行政・民間等との連携の推進、高校生おもてなし特派員事業の更なる推進

## ⑥役割分担

### ■市民

(高校生)

- ・伊東市の未来を背負って立つという意識を持ち、地域の歴史や課題、魅力等について探求的な学びを通じて、地域に還元できるよう努めます。

(事業者)

- ・高校が実施する取組に積極的に協力するとともに、行政とも連携する中で、一体となって郷土愛の醸成を図る環境づくりと未来を担う人材の育成機会の創出に努めます。

### ■行政

- ・これまで進めてきた高校と行政の連携を継続・強化するとともに、事業者等との連携も図りながら、地域全体で高校生の郷土愛の醸成を図る環境づくりと未来を担う人材の育成機会の創出に努めます。



## 1 地域資源の魅力向上

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
観光客	地域資源に魅力を感じ来訪する
市内観光関連事業者	地域資源の魅力を広く発信し、誘客に繋げる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
年間来遊客数	662万人	730万人以上
観光客の満足度（伊東温泉観光客実態調査）	令和元年度・2019年度 62.3%	95.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・令和元年に第3次伊東市観光基本計画を策定し、「リラックスできるまち・いとう」を観光地としてのブランド価値形成のビジョンとして掲げました。
- ・伊東市の年間来遊客数は、ここ数年間横ばいで推移しています。
- ・毎年実施している「伊東温泉観光客実態調査」の中で、伊東市全体への印象を問う設問で「非常に良い」「良い」を選択した方の割合（本市に対する満足度）についても、直近では下がってしまっています。
- ・伊東八景を始めとする景勝地は、一定の認知度で集客の一助となっていますが、情報発信が不足している状況です。
- ・伊東市発祥の「タライ乗り競走」「まくら投げ競技」等のイベントについても、認知度が低い状況です。
- ・利用者の利便性向上を目的とした整備を継続して実施していますが、整備状況も含めた観光施設の状況等の情報発信がまだ不十分な状況です。
- ・外国人観光客に対して、旅行先としての本市の認知度が低い状況です。
- ・本市の宿泊者数は一定の水準は保っていますが、それが必ずしもまちのにぎわいや市内消費の拡大につながっていない状況です。
- ・特産品のPRや地場産業の振興にもつながるふるさと納税については、返礼品を提供する事業者が市内の一部にとどまっています。

#### ■課題

- ・行政と観光事業者が一体となった取組の強化
- ・旅行形態や観光ニーズの把握
- ・地域資源の情報発信の強化
- ・ブランドイメージの確立
- ・既存イベントの見直しや効果的なPR方法の検討
- ・産業との連携による市内消費の拡大
- ・集客につながる施設整備の推進
- ・インバウンド対策の強化
- ・ふるさと納税を通じた本市の地場産業の振興

#### ④施策の方針

- ・地域資源の魅力発信や観光客のニーズを把握するため、数値根拠に基づいたデジタルマーケティングやプロモーションを実施していきます。
- ・公式サイトである「伊豆・伊東観光ガイド」の更新頻度を上げるとともに、誘客につながるようなコンテンツについても充実を図ります。
- ・市民や観光事業者と連携し、本市のブランドイメージ確立に向け取り組みます。
- ・産業施策と連携し、地域の消費活性化を図ります。
- ・既存の観光施設を計画的に整備し、利用者の利便性を向上させ、高付加価値を図ります。
- ・既存のイベントを見直すとともに、観光客の滞在時間を増やすようなイベント、仕組みの構築及び実施を図り、効果的なPRに努めます。
- ・観光案内板の多言語化等の整備を進めるとともに、外国メディアの受入、トップセールスへの参加等、インバウンドの拡大を図ります。
- ・ふるさと納税制度を活用し、地場産業の振興を図ります。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
情報発信の強化及び旅行形態、観光客ニーズの把握	公式HP、SNSを活用した情報発信、有料プレスリリースを活用したメディアへの情報発信、デジタルマーケティングによる情報発信及び調査・分析、伊東温泉観光客実態調査による調査・分析
ブランドイメージの確立	観光プロモーション事業の推進
イベント等の磨き上げ	既存イベントの見直し、情報発信、中心市街地における回遊の仕組みづくり、商店街等との連携
観光施設の高付加価値化	観光施設の計画的な整備と維持管理、観光施設花壇の魅力向上、施設情報（花の開花時期等）の積極的な情報発信
外国人観光客の誘致	デジタルマーケティングによる海外への情報発信及び調査・分析、観光案内板、パンフレット等の多言語化
ふるさと納税制度を活用した地域振興の推進	ふるさと納税制度の市内事業者への周知に向けた取組

#### ⑥役割分担

##### ■市民

- (市民)
  - ・地域の魅力を知り、さらに地域資源の掘り起こしと磨き上げに取り組みます。
- (地域)
  - ・ふるさと伊東に誇りを持ち、来訪者をおもてなしの心で迎えます。
- (観光事業者)
  - ・情報発信、事業の推進に積極的に取り組みます。
- (事業者)
  - ・ふるさと納税の制度を理解し、返礼品を提供できるよう努めます。

##### ■行政

- ・新たな地域資源の掘り起こし、磨き上げを行います。
- ・市民や観光関連事業者と連携し、地域が一体となった観光施策を推進します。
- ・ケースに応じた様々な情報発信を効果的に行い、実施結果の検証も行います
- ・観光施設を整備し、維持・管理します。
- ・返礼品を提供する事業者が増えるように制度の周知を行います。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市観光基本計画
- ・伊東市観光施設個別施設計画（令和2年度策定予定）

## 2 新たな観光形態の構築・推進

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
観光客	本市を訪れる目的を多種多様な中から選択することができ、滞在型（2泊以上）の観光地として訪れる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
伊豆・伊東観光ガイドのPV数※1	2,327,820 7ヶ月上	4,000,000 7ヶ月上
伊東での滞在日数（2泊以上の割合） ※伊東温泉観光客実態調査より	令和元年度・2019年度 19%	25%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・全体の宿泊客の割合の中で、本市に2泊以上（連泊）する人の割合は低い状況です。
- ・本市にある体験メニュー（ダイビング、陶芸、ガラス工芸等）については、十分な情報発信が行われず、観光客の認知度が低い状況です。
- ・本市の観光情報源は40%以上がインターネットであり、公式サイトからの情報発信が重要となりますが、現状では、本市の取り組みや施設紹介等の記事が充実していない状況です。
- ・従来のイベントによる集客は一過性となっており、イベントに頼らない誘客のための仕組みの構築が進んでいない状況です。
- ・映画、ドラマ等のロケ実績を活用し誘客促進を図る「ロケツーリズム」を推進してきましたが、大規模な作品の誘致やロケ実施本数などが、未だ不十分な状態です。
- ・本市独自の事業である「まくら投げ競技」を活用した団体旅行の誘致のための宣伝方法は、未だ確立したものが無い状況です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きな打撃を受けた、市内宿泊産業の回復に向けた新たな施策が求められています。

#### ■課題

- ・旅行形態や観光ニーズの把握
- ・情報発信の強化及び掲載情報の充実
- ・ロケツーリズムを充実していくための検討
- ・団体旅行誘致のための「まくら投げ競技」の効果的な宣伝方法の検討
- ・産業との連携による市内消費の拡大及び滞在時間を増やすための施策の推進
- ・マイクロツーリズム等の施策検討

### ④施策の方針

- ・様々な目的をもって本市を訪れる観光客を増やしていくために、旅行形態や観光ニーズを把握する中で、本市にある多様な体験メニューを積極的に情報発信していきます。
- ・情報を届けるターゲットを選定し、デジタル媒体を活用した広報に取り組んでいきます。
- ・ロケ誘致のための体制を整備し、発信するとともに、ロケツーリズムを推進します。
- ・本市発祥の事業である「まくら投げ」を団体旅行のレクリエーションや企業研修の要素として活用してもらうため、企業、団体等に積極的にPRしていきます。
- ・滞在型観光を推進し、市内消費の活性化につなげます。
- ・移動距離が短く時間のかからない、県民に対する誘客促進を図ります。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
情報発信の強化及び旅行形態、観光客ニーズの把握	公式HP、SNSを活用した情報発信 有料プレスリリースを活用したメディアへの情報発信 デジタルマーケティングによる情報発信及び調査・分析 伊東温泉観光客実態調査による調査・分析
ロケツーリズムの推進	積極的なロケ誘致・受け入れ支援 ロケ実績を活用した誘客施策の展開
まくら投げ競技を活用した団体旅行の誘致	キービジュアルを活用した情報発信 企業、団体等にターゲットを絞った情報発信
健康保養地づくり事業の推進	滞在型観光の推進（滞在型リフレッシュリゾート地の確立） オレンジビーチマラソンの実施、体験プログラムの造成及び情報発信
マイクロツーリズムの推進	県民をターゲットにした誘客施策の展開

## ⑥役割分担

### ■市民

（地域）

- ・エキストラ参加等、ロケの実施に際し、地域は積極的に協力します。
- （観光事業者）
- ・消費に繋がる方策、メニュー等を積極的に発案、実施します。
- ・積極的な情報発信に努めます。

### ■行政

- ・市民、観光事業者と連携し、ロケの受け入れ体制の整備を行います。
- ・施策ごとに、ターゲットを絞った情報発信をします。
- ・市内経済の活性化を目的とした、滞在型観光を推進するとともに、消費につながる施策を展開します。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市観光基本計画

※1 PV数：Page View（ページビュー）の略記。PVは、インターネットにおけるWEBページのアクセスを数える単位のこと。WEBページ（HTMLファイル）1ページ表示で1PV（ページビュー）となる。



### 3 広域連携による誘客の拡充

#### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
観光客	伊豆半島へ長く滞在し、連携市町を回遊する

#### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
伊豆半島7市6町の観光交流客数	46,463,429人（H30） ※10月発表	50,000,000人以上
伊豆半島7市6町の外国人宿泊客数	令和元年度・2019年度 646,530人	675,000人以上

#### ③現状と課題

##### ■現状

- ・伊豆半島の観光交流客数は、ここ数年4,600万人前後で推移しています。
- ・平成31年4月に新たな一般社団法人美しい伊豆創造センターが設立され、伊豆半島の一体的な観光施策を推進しています。
- ・外国人観光客については、日本を訪れる外国人観光客が年々増加しているのにも関わらず、伊豆半島に訪れていただく有効な施策が実施されていない状況です。
- ・伊豆半島ジオパークについては、観光客の誘客促進の決め手とはなり得ていない状況です。

##### ■課題

- ・美しい伊豆創造センターとの更なる連携強化
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会との更なる連携強化
- ・県観光協会との更なる連携強化
- ・その他広域連携団体・組織との更なる連携強化

#### ④施策の方針

- ・美しい伊豆創造センター※1（伊豆半島7市6町）と連携した情報発信、プロモーションを実施し伊豆エリアへの来訪を促します。
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会※2（伊豆半島7市8町）と連携した情報発信、プロモーションを実施し伊豆エリアへの来訪を促します。
- ・県観光協会と連携し、国内外の観光イベント等へ積極的に参加し、誘客促進を図ります。
- ・その他広域連携団体等に加盟し、広域での誘客促進を図ります。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
美しい伊豆創造センターとの連携	主要都市へのキャラバンの実施、SNS等を使った情報発信の強化、国内観光キャンペーンの実施、海外プロモーションの実施
伊豆半島ジオパーク推進協議会との連携	再認定（日本・世界）に向けた整備、イベント等の実施、ジオツーリズムの推進、ジオサイト及び誘導サイン等の整備
県観光協会との連携（大型キャンペーン推進協議会）	全国宣伝販売促進会議の開催、観光商談会の開催
その他広域連携団体・組織との連携	富士箱根伊豆テーマ地区推進協議会、静岡県東部スポーツ産業振興協議会

#### ⑥役割分担

##### ■市民

（地域）

- ・伊豆半島全体でおもてなしの意識を持ちます。

（観光事業者）

- ・広域連携団体が実施するイベント、プロモーション等へ積極的に参加します。
- ・広域での取り組みを本市への来訪につなげるよう、地域の特色を理解しPRします。

##### ■行政

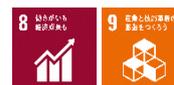
- ・広域連携団体が実施するキャラバン、キャンペーン等に積極的に参加します。
- ・本市が実施した効果のあった施策を広域で実施するよう提言していきます。

#### ⑦関連する個別計画

- ・第3次伊東市観光基本計画

※1 美しい伊豆創造センター：伊豆半島7市6町（沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町）で構成

※2 伊豆半島ジオパーク推進協議会：伊豆半島7市8町（※1に記載の市町に加え、清水町、長泉町）で構成



## 4 商工業の振興

### ① 施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
商工業者	経営・雇用が安定し、地域経済の発展に貢献している

### ② 成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
有効求人倍率	令和2(2020)年3月時点 1.22倍	1.00倍以上
新規創業件数	令和元年度・2019年度 12件	15件以上

### ③ 現状と課題

#### ■ 現状

- ・観光業を基幹産業とする本市の商工業は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、今後は更に厳しい状況になることが見込まれます。
- ・市内事業所数は、経営者の高齢化、後継者不足、売上げの減少その他様々な理由による廃業が創業を上回り、減少傾向にあります。
- ・市内商店街は、中心市街地の空洞化等により客数が減少し、厳しい経営状況に置かれています。
- ・有効求人倍率は、平成28年度平均で1.72倍、平成29年度平均で1.82倍、平成30年度平均で1.56倍と高い水準で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月は1.22倍に落ち込んでおり、今後は更に厳しい状況になることが見込まれます。
- ・高齢者人口の増加及び健康寿命の延伸により、シニア層の就労希望者は増加傾向にあります。
- ・アンケート調査等によると、多くの市民が、本市で住み続けることを望んでいますが、市内での求人と求職のニーズのミスマッチにより、働く場所を求めて他の地域へ移住する例も見られます。
- ・令和元年10月の消費税増税に伴い、キャッシュレス決済を導入した店舗等もありますが、対応していない店舗等も多く見られます。
- ・特産品のPRや地場産業の振興にもつながるふるさと納税については、返礼品を提供する事業者が市内の一部にとどまっています。

#### ■ 課題

- ・商工業の現状把握及び経営の安定化に係る支援策の推進
- ・廃業の現状把握及び対応策の推進
- ・基盤の強い創業の促進
- ・中心市街地における人の流れの創出
- ・求人と求職のミスマッチの解消及び求職者にとって魅力ある企業づくり
- ・本市の自然環境や産業構造等の特性を踏まえた企業誘致の推進
- ・キャッシュレス決済の普及促進施策の検討
- ・ふるさと納税を通じた本市の地場産業の振興

### ④ 施策の方針

- ・商工業者の現状と課題の把握に努め、事業者のニーズを的確に捉えた各種支援策を講じます。
- ・地域産品などの地域ブランド化及び情報発信により、その付加価値の向上を図ります。
- ・商工団体、金融機関等と連携し、創業に関する相談体制の整備、創業塾の開催、助成制度の運営等により創業を促進します。
- ・中心市街地のにぎわいの創出を図るため、商店街団体や市民団体等が実施する中心市街地活性化に関する取組を支援します。
- ・労働関係団体、市内経営者等と連携し、市内の雇用情勢の把握に努め、有効な雇用促進施策を講じます。
- ・本市の特性を踏まえた企業誘致を推進し、必要な施策の調査研究や主に首都圏企業への広報や

- 情報収集を行うとともに、本市へサテライトオフィス等を設置する事業者に対する支援等を行うことにより、市内の雇用機会を増やします。
- ・市民・観光客等の利便性を向上させるため、キャッシュレス決済の普及を促進するための施策を検討します。
  - ・ふるさと納税制度を活用し、地場産業の振興を図ります。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
経営の安定を図る支援	商工団体等への支援、小口資金融資制度の運営及び各種利子補給
地域製品の付加価値の向上	伊東ブランド商品の認定及び情報発信
創業支援	創業に関する相談窓口の設置、創業塾の開催
中心市街地の活性化	中心市街地活性化イベントへの支援、創業の促進による空き店舗対策の推進
雇用の促進	労働関係団体や経営者との市内雇用情勢に係る情報共有、産業を牽引するための人材の育成、魅力的な企業づくりの支援
企業誘致の推進	静岡県企業立地市町推進連絡会と連携した広報、調査・情報収集、サテライトオフィス等を設置する事業者への支援
消費者の利便性向上啓発の促進	商工団体との連携によるキャッシュレス決済等の導入啓発の促進、消費者の利便性向上策への取組支援
ふるさと納税制度を活用した地域振興の推進	ふるさと納税制度の市内事業者への周知に向けた取組

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・市内での消費の拡大に努めます。

### ■事業者

- ・事業者は、経営の安定や強化に努め、生産額、売上額等の増加を図ります。
- ・ふるさと納税の制度を理解し、返礼品を提供できるよう努めます。

### ■経済団体※1

- ・事業者の指導を行うとともに、事業者に有益な情報を提供します。

### ■行政

- ・経済団体と連携し、事業者の経済活動を活発化させる環境を整えます。
- ・各種助成、融資制度等により事業者を支援します。
- ・事業者に有益な情報を提供します。
- ・関係機関と連携し、企業誘致に必要な施策を推進していきます。
- ・本市へのサテライトオフィス等の設置に関する事業者への周知を図るとともに支援等を行っていきます。
- ・返礼品を提供する事業者が増えるように制度の周知を行います。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市創業支援事業計画（産業競争力強化法）
- ・導入促進基本計画（生産性向上特別措置法）

※1 経済団体：商工会議所を始めとする、市内経済における共通の課題について企業間で積極的な連携をとり、業界全体の活性化をもって市内経済の発展に取り組む経営者、企業の集まり



## 5 農林業の振興

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
農林業者	意欲ある担い手が育成確保され、地域経済の発展に貢献している

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
担い手農業者数（年度末の総数）	58人	70人以上
担い手への農地利用集積面積	69.1ha	84.0ha以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・農業者や森林所有者の高齢化や後継者不足が進んでいます。（農業従事者の60歳以上の割合 H22：77%→H27:81%）
- ・地域農林業の中心的役割を果たすべき担い手が不足しています。
- ・山間部を中心に農地の遊休農地化や森林の荒廃が進み、有害鳥獣が増加し農作物被害が拡大しています。
- ・農林産物の価格低迷、不安定な収入により農業者及び後継者の離農が進んでいます。
- ・新規就農者への補助や就農支援を展開していますが、これらの情報を必要としている市民に十分行き届いていません。

#### ■課題

- ・新規就農者・Uターン農業者の育成・確保
- ・担い手の育成及び農地の集積・集約化
- ・山間部における森林環境の整備、遊休農地の解消、有害鳥獣の駆除及び防除
- ・農林業所得を向上させる施策の推進
- ・農業に関する情報提供を充実していくための施策の推進

### ④施策の方針

- ・新規就農者やUターン農業者への支援策を充実し、若手農業者や小規模農業者が活躍できる環境づくりを進めます。
- ・今後の地域農業の中心となる担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。
- ・適切な経営管理が行われていない森林の整備を行います。
- ・猟友会や農業関係団体と連携し、有害鳥獣に対し駆除と被害防除の両面から推進します。
- ・観光産業との連携による農林水産物の高付加価値化やブランド化を推進します。
- ・有機農業の推進を行い、安全で安心な農作物の普及を図ります。
- ・市民に本市の農林業に興味・関心を持ってもらえるような広報活動に取り組みます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
新規就農者の確保	就農時に必要となる資金の支援、農業施設の整備への支援
担い手育成及び農地の集積・集約化	人・農地プランの策定推進、農地中間管理事業等の活用
森林環境整備の促進	森林環境譲与税を活用した森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進
鳥獣被害防止	狩猟者への支援、関係団体と連携した駆除及び被害防止対策への取組
農林業所得の向上	6次産業化に向けた取組みや新たな基幹となる作物振興への支援、観光関係団体との連携による農林産物の高付加価値化の推進、有機農業の促進
広報活動の充実	市民向け広報紙（農業委員会だより）の充実

## ⑥役割分担

### ■市民

（市民）

- ・農山村環境の重要性を理解し、環境を守るための地域活動に協力します。
- ・地元で生産される農林産物を積極的に活用し、地産地消に努めます。

（農業者）

- ・安心安全な農作物を安定的に生産します。

### ■行政

- ・農林業者の意見を聞き、ニーズにあった支援策を講じます。
- ・市民に対し、本市の農業や農林産物の情報を提供します。
- ・森林環境譲与税の活用内容について公表し、森林整備状況の周知に努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法）
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針（農業委員会等に関する法律）
- ・伊東市農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律）
- ・伊東市鳥獣被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）
- ・伊東市森林整備計画（森林法）



## 6 水産業の振興

### ① 施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
水産業者	水産物の安定的な供給、活用により漁業経営の安定・向上化が図られ、地域経済の発展に貢献している

### ② 成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
水揚数量	3,636 ト	3,600 ト以上

### ③ 現状と課題

#### ■ 現状

- ・伊東魚市場の水揚数量は、減少傾向にあります。（H28:4,593 ト→R1:3,636 ト）
- ・伊東魚市場の水揚金額は、減少傾向にあります。（H28:8億9,700万円→R1:5億2,400万円）
- ・漁業者の高齢化による廃業数が増加傾向にあり、労働力や担い手が不足しています。（H28:306人→R1:271人）
- ・関係団体との連携により市民向けに実施している魚のおろし方教室では、参加者数が増加傾向にあり、魚食人口拡大、普及に寄与しています。（H28:106人→R1:174人）

#### ■ 課題

- ・沿岸漁場の資源の減少の防止・緩和
- ・魚価の向上、水揚げ金額の増加
- ・漁業就労者等への支援
- ・青年漁業者等の育成
- ・魚食普及のための取り組みの充実

### ④ 施策の方針

- ・沿岸漁場の資源拡大を推進します。
- ・水産物のブランド化と販路の拡大を推進します。
- ・漁業者が装備高度化を図るための資金借受に対して利子補給を行うなど、漁業者の経営活動を支援します。
- ・将来の地域漁業の担い手となる優れた漁業者の育成のため、関係機関と連携し、青年漁業士を認定します。
- ・魚食普及のため、食育に関連する取組を実施している民間団体や関係機関との連携に努めます。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
安定した漁業の推進	沿岸漁場での資源拡大対策の推進、ブランド化の推進と流通経路の拡大、6次産業化に向けた漁業関係団体との連携による水産物の高付加価値化の推進
担い手の育成・確保	漁業者等への経営支援、青年漁業者等の育成
魚食の普及	魚のおろし方教室の開催、各種イベントへの参加、地魚取扱事業所の宣伝周知等による広報

## ⑥役割分担

### ■市民

(市民)

- ・地元の水産物を取り入れた料理に親しむ機会を増やし、地産地消に努めます。

(漁業者)

- ・新たな担い手の育成と確保に努めます。
- ・伊東産の水産物ブランド価値の向上に取り組みます。
- ・水産資源の増大のために生育環境の整備に努めます。

### ■行政

- ・地元の海産物を取り入れた料理に親しむ機会を増やすためのイベント開催を支援します。
- ・漁業者が漁船設備や漁具を購入するための資金借受を支援します。
- ・漁業者が行う水産資源の増大を目的とした生育環境の整備を支援します。

## 7 移住定住の促進・関係人口の拡大

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
移住（希望）者	安心して移住し、定住することができる

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
移住者数（静岡県調査による。）	34人	100人以上
転入超過数	94人	200人以上
移住相談件数	140件	240件以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・本市では、少子高齢化の進展や若年層を中心とした首都圏等への転出超過によって、年少人口や生産年齢人口の減少が進んでいます。
- ・一方、近年では、地方での暮らしを希望する人が増加傾向にあり、全国の自治体において移住定住促進や関係人口の増大に向けた取組が活発化しています。
- ・本市では、「伊東市移住・定住促進プラン」を策定し、移住・定住施策に総合的に取り組んでいますが、転入超過数が目標値に達成していません。

#### ■課題

- ・地域の魅力を高めることで定住者を確保し、転出を抑制しつつ、新たに転入してくる人々や関係人口を増加させる方策の推進
- ・移住希望者に対する効果的な情報発信や相談等に応じる方策の推進

### ④施策の方針

- ・幅広い世代の転入や関係人口の拡大を図るため、「就業・住宅・子育て・教育・医療・福祉・交流・体験・地域・市民団体との連携」などの分野に積極的に取り組み、誰もが暮らしやすい魅力ある環境づくりに取り組みます。
- ・関係人口の拡大に向け本市と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取組を進めます。
- ・多様な移住定住のニーズに対応するため、情報発信の強化や相談体制の充実等を図ります。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
移住定住の増大に向けた施策の促進	「伊東市移住・定住促進プラン」による「就業、住宅、子育て・教育、医療・福祉、交流・体験、地域・市民団体との連携・情報発信」分野の総合的な施策の実施
情報発信の強化	移住定住に必要な就業、住宅、子育て等に関する情報や移住支援策、先輩移住者の体験談の提供
相談体制の充実	市役所内のワンストップ窓口での移住相談の実施 県や近隣自治体と連携した首都圏等での移住相談会の実施 移住を検討している方に対する市内案内の実施
関係人口の増大に向けた施策の促進	本市とのつながりをもつ機会・きっかけにつながる環境の整備

## ⑥役割分担

### ■市民

(地域)

- ・移住者と地域との交流を促進し、移住者が地域に溶け込める環境づくりに努めます。
- (先輩移住者)
- ・移住者同士の交流の場や機会を設け、相互の情報交換や新たな移住者間のつながりをつくるよう努めます。

### ■行政

- ・移住定住促進のため、市民や団体、企業等と取組を共有し連携を図ることにより、移住者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

## ⑦関連する個別計画

- ・伊東市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・伊東市移住・定住促進プラン

## 8 国際交流の推進・都市交流の促進

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	身近で国際交流が楽しめ、国際理解や都市間交流により相互の地域の理解が育まれている

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「国際交流機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	69.8%（R1）	75.0%以上
日本語教室受講者数（延べ人数）	令和元年度・2019年度	1,300人以上
	958人	
国内姉妹（友好）都市交流事業の実施回数	令和元年度・2019年度	6回以上
	6回	

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・友好都市交流の一環から、次代を担う若い世代（学生等）に異文化に触れてもらうため、イギリスのメドウェイ市、イタリアのリエティ市、アゼルバイジャン共和国イスマイリ州と相互に学生等を派遣する事業を実施しています。
- ・外国人市民との交流の場として定着している国際交流フェスタの支援を始め、多文化共生のまちづくりを促進する取組を行っています。
- ・国際交流に興味・関心がある市民の割合は50%以下です。
- ・国際交流事業を推進するため伊東国際交流協会を中心に活動を展開していますが、会員数の減少及び会員の高齢化が進んでいます。
- ・人口に占める外国人住民の割合が増えており（H28：0.68%→R1：0.97%）、伊東国際交流協会で開催している日本語教室の受講者数が増加しています。
- ・姉妹都市の長野県諏訪市、友好都市の福島県双葉郡広野町とは、文化・芸術、スポーツ等の交流を行っています。

#### ■課題

- ・魅力ある国際交流事業の推進
- ・国際交流の事業の在り方の検討
- ・国際交流フェスタを始め、市民と外国人が気軽に交流できる場の充実
- ・国際交流協会会員の増加、国際交流協会の組織運営の充実
- ・外国人住民が安心して快適に暮らすことができる環境整備
- ・外国人住民や観光客の増加に伴い、公共施設の窓口やホテル、旅館、商店において外国語に対応できる人材の確保・育成
- ・誰ひとり取り残さないまちを目指した、外国人市民への情報提供方法の改善や市民同士の相互理解の促進
- ・国内姉妹（友好）都市と継続して交流できる場の提供

### ④施策の方針

- ・地域における活発な国際交流を推進し、気軽に国際交流イベントに参加できる環境を整えます。
- ・国際交流を通じた次世代の人材育成に取り組みます。
- ・国際交流に関する情報について、効果的な広報活動に取り組みます。
- ・外国人住民の日常生活の利便性を向上させるため、様々な情報発信や事業展開を図ります。
- ・民間レベルでの国内姉妹（友好）都市交流活動を支援します。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
国際交流事業の推進	国際交流フェスタ等の開催、友好（交流）都市との交流、伊東国際交流協会の活動の促進
国際理解の啓発	異文化理解講座等の開催、次世代の人材育成
外国人住民の日常生活環境の支援	行政・生活情報の多言語化、情報発信の充実
国内姉妹（友好）都市交流事業の推進	市民交流活動の推進

## ⑥役割分担

### ■市民

（市民）

- ・国際・都市交流活動に対し興味・関心を持ち、積極的に国際・都市交流イベントに参加します。（伊東国際交流協会）
- ・魅力的で多彩な内容の国際交流イベント等を開催します。
- ・市民を対象に外国語教室を開催し、外国人の日常生活等の支援に努めるとともに、外国人相談対応の充実に努めます。

### ■行政

- ・国際交流事業を推進する施策を実施するため、国際交流協会等に対し必要な情報提供や財政上の支援を講じます。
- ・窓口職員の外国人対応研修等により職員の応対力の向上を図ります。
- ・文化・芸術、スポーツ等の様々な分野における民間による交流活動を積極的に支援します。

# 1 全員参加によるまちづくりの推進

## ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
市民	積極的に様々な活動に参加することができる 持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる

## ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「市民活動などの地域活動の推進」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	59.0%（R1）	65.0%以上
「市民の声をうかがう機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	43.0%（R1）	48.0%以上

## ③現状と課題

### ■現状

- ・社会経済情勢の変化に伴い、市民の価値観が多様化・高度化し、行政に対するニーズは多様かつ複雑となっています。
- ・基本的な計画へ市民意見等を反映することを目的に、パブリックコメントを実施していますが、意見募集案件によっては意見なしのケースも見受けられます。
- ・若い世代の市民が市政に参加する機会として未来ビジョン会議を実施しています。
- ・市民満足度調査の結果では、市民の声を伺う機会に対し満足している方が43%と低い割合となっています。
- ・様々な市民活動団体やNPO法人が設立され、特色を持った公益的な活動を行っています。
- ・世帯構成やライフスタイルなどの多様化から、自治会・町内会の重要性や必要性に対する考え方が薄れ、地域住民同士のつながりが希薄化しています。
- ・自治会・町内会が自ら考え実践する地域社会貢献活動に対し支援しています。
- ・報道機関への積極的な情報提供に努めるとともに、広報紙や市ホームページ、SNSなどの多様な広報媒体を活用し、より効果的に市政情報を発信しています。
- ・市政モニター制度や地域タウンミーティング、市長への手紙などの仕組みを通して、市民の意見や要望を市政に反映させるように努めています。
- ・スマートフォンの普及により、誰もが、いつでも、どこでも必要な情報を取得できる環境の整備が進んでいます。
- ・ICTの発展・普及により、デジタルデータを利活用する社会の実現が期待されています。

### ■課題

- ・市政に対し、市民が意見や提案をしやすい環境づくりと事業展開していく仕組みづくり
- ・多くの市民が公益的な活動に加わり、主体的にまちづくりに参加できる仕組みづくり
- ・自治会・町内会への加入促進及び支援の充実
- ・市民ニーズにあわせた市保有情報の公表又は提供による市民と行政の情報の共有化
- ・正確でわかりやすい市政情報の提供と新たな情報発信手段の把握と活用
- ・多様化する市民のニーズの把握と要望に対する迅速かつ柔軟な対応
- ・市民が必要とする情報の充実・提供方法の拡大
- ・行政が保有する情報のデジタル化の推進

#### ④施策の方針

- ・多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えるため、パブリックコメントを始め、市民が参加しやすく、意見しやすい環境を整えます。
- ・市民活動の支援を推進し、市民が主体的に市民活動に参画できる環境を整えます。
- ・地域活動で重要な役割を果たす自治会、町内会について、様々な機会を通して市民に周知を図ることで関心を高め、加入や参加につながるよう努めるとともに、活動を支援します。
- ・各種SNSやホームページ、広報紙などを活用し、幅広い世代に市政情報をわかりやすく効果的に発信します。また、市が保有する情報を市民ニーズにあわせて公表又は提供し、市民との情報共有を図ります。
- ・市民の市政に対する意見や要望を幅広く聞き取るために、広聴の機会確保の拡大に努め、市民ニーズの的確な把握、分析、活用を進めます。
- ・本市の誰もが理解できる表現等を心がけるなど、わかりやすい文書の作成に努めます。
- ・行政情報のデジタル化を推進し、市ホームページ等の充実を図ります。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
市政への参画機会の推進	パブリックコメントの推進、市民との協議機会の充実、審議会等への参画推進
市民の自主的なまちづくり活動への支援	地域や市民活動団体等が行う社会貢献活動への支援、市民活動団体等を対象とした相談会や研修会などの開催、自治会加入促進等の支援
広報・広聴の充実及びわかりやすい情報発信	広報紙等の充実、SNS等を利用した情報提供機会の創出、市民が意見や提案をしやすい環境づくり、わかりやすい文書等の作成のための仕組みづくり
情報化の推進及びデジタル社会への対応	ホームページ・メールマガジンの充実、オープンデータの推進

#### ⑥役割分担

##### ■市民

- ・市政に関心を持ち、積極的に参画し、行動します。
- ・自分のことは自分で行うという自助の精神とお互いに助け合うという共助の精神を持ち、自らが主体的に行動します。
- ・必要な情報は、自ら取得します。

##### ■行政

- ・市民の建設的な意見や要望を聴くことで世論の動向を正しく把握し、市政に反映するよう努めます。
- ・市民が主体的に行う活動に対して、必要な支援を行います。
- ・市民の主体的なまちづくりへの意識の醸成を促進します。
- ・自治会や町内会、市民活動団体等が、自ら考え実施する社会貢献活動への支援を、継続的に進めます。
- ・自治会や町内会の重要性や役割について周知を図り、加入や活動への参加に繋がります。
- ・様々な媒体の特性を活用し、確実な行政情報の発信に努めます。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市における市民参画・協働の推進のあり方
- ・伊東市行政情報化計画（仮称）

## 2 市民の信頼に応える行政運営

### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
行政	市民に信頼される

### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「市民に対する市職員の対応」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	56.0%（R1）	60.0%以上

### ③現状と課題

#### ■現状

- ・職員として必要な基礎的知識及び幅広い視野で行政課題に取り組むことができる職員の育成のため、職員研修を計画的に実施しています。
- ・人材育成を主眼に置いた人事評価制度を全職員に導入し、組織力の向上に取り組んでいます。
- ・職員の心身の健康を保つため、定期的な健康診断、よろず相談及びストレスチェックを実施しています。
- ・平成17年度から伊東市（IT0）システムとして「現場主義」「目的指向型行政運営」「意識改革」の3点を軸にPDCAマネジメントサイクル※1による行政運営を進めています。
- ・少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中でも、限られた労働力で持続可能な行政サービスの提供を行っていく必要があります。
- ・市民サービスの充実や効率化を図るため、他市町、企業等との連携を更に進める必要があります。
- ・不適正な事務処理等の発生を未然に防ぐため、事務の可視化に取り組み、業務手順書の整備を進めています。
- ・情報公開制度により、行政情報の公開を請求する市民の権利を保障し、行政運営の公正と透明性を確保するため、情報を公開しています。
- ・個人情報保護制度により、市民の権利利益の保護と基本的人権の擁護に努めています。
- ・スマートフォンの普及により、誰もが、いつでも、どこでも必要な情報を取得できる環境の整備が進んでいます。
- ・ICTの発展・普及により、デジタルデータを利活用する社会の実現が期待されています。
- ・行政内部の事務処理においては、依然として紙を中心としたものが多く、意思決定の迅速化や事務処理の簡素化・効率化が十分に図られていません。

#### ■課題

- ・専門知識や地域課題の解決能力を有する人材の育成
- ・人事評価制度の定着と処遇への反映
- ・職員が能力を発揮できるように心身の健康を保ち、安心して働くことができる環境整備
- ・適正な人員配置や業務の見直し、働き方改革に対する職員への意識啓発
- ・行政サービスの維持向上と効率的な行政運営の推進
- ・他市町、企業等との連携の検討・推進
- ・内部統制（※2）の一層の推進
- ・情報公開及び個人情報保護制度の適正な運用と充実
- ・市民が必要とする情報の充実・提供方法の拡大
- ・行政が保有する情報のデジタル化の推進
- ・行政内部の事務処理等における電子化の推進

#### ④施策の方針

- ・時代の変化や市民のニーズに柔軟に対応し、常にチャレンジするプロフェッショナルな職員を育成するとともに、定期的な人事異動により組織の活性化を図ります。
- ・より公平で公正な人事評価制度構築に向けた制度設計と研修の充実を図ります。
- ・職員が心身の健康を保つため、健康診断やストレスチェック等を継続して実施するとともに、長時間労働の是正を見直し、職員が能力を十分に発揮できるよう職場環境の整備を進めます。
- ・PDCAマネジメントサイクルの一層の推進や職員の行政改革に対する意識向上、先進技術の活用を図ることで、持続可能な行政運営を推進します。
- ・他自治体、企業等との連携を推進し、効率的で効果的な行政運営とサービスの提供に努めます。
- ・主要業務を中心に、マニュアル、チェックリスト等の業務手順書の整備を一層進め、プロセスを明確化することで、リスクを認識し、事務の適正な執行を確保する体制を整備します。
- ・情報公開及び個人情報保護制度を推進し、市民に対して十分な説明責任を果たすよう努めます。
- ・行政情報のデジタル化を推進し、市ホームページ等の充実を図ります。
- ・行政内部の電子化を推進し、行政事務等の効率化を図ります。
- ・法令に準じた厳格で丁寧な表現等を心がけ、分かりやすい文書の作成に努めます。

#### ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
信頼される人材の育成	社会情勢をとらえた研修の実施、積極的な採用活動、効果的な人事評価の実施、職員の心身の健康保持
持続可能な行政運営の確立・運用	マネジメントサイクルの推進、改革提案機会の推進、先進技術（AI・RPA）等の活用推進、民間活力の活用推進
広域行政等の推進	各市町等との各分野における連携の推進
内部統制※2の推進	業務プロセスの可視化
情報公開及び個人情報保護の推進	情報公開制度の適正な運用、個人情報保護制度の適正な運用
情報化の推進及びデジタル社会への対応	ホームページ・メールマガジンの充実、オープンデータの推進、基幹系システムのクラウド運用
行政内部の電子化の推進	電子化の導入（キャッシュレス納税、ペーパーレス化、電子決裁等）に向けた検討
文書等の標準化	標準的な文書等の作成のための仕組みづくり

#### ⑥役割分担

##### ■行政

- ・施策の方針に基づき、市民の信頼に応える行政運営に努めます。

#### ⑦関連する個別計画

- ・伊東市人材育成活用基本指針
- ・伊東市特定事業主行動計画
- ・伊東市行政情報化計画（仮称）

※1 PDCAマネジメントサイクル：総合計画に即して資源配分を行い（P）、各部門が着実に取組を実施（D）、進捗状況を管理し（C）、その状況に応じて配分を見直す（A）システムのこと。

※2 内部統制：組織内部において違法行為や不正、ミス等の発生を防ぎ、業務を適正に遂行していくための体制や仕組みを構築すること。

### 3 健全かつ持続可能な財政運営

#### ①施策が目指す姿

対象	目指す姿（状態）
行政	健全かつ持続可能な財政運営ができています

#### ②成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
全ての会計の地方債残高（臨時財政対策債を除く）	令和元年度・2019年度 331億円（H30）	300億円以下
「市の財政の健全な運営」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	40.4%（R1）	55.0%以上

#### ③現状と課題

##### ■現状

- ・今、全国に及んでいる少子高齢化と人口減少は、社会保障関係経費の増加を始め、地方自治体の財政に大きな影響を与えており、今後、状況が更に厳しくなることが指摘されているものの、本市においては、行財政改革等の推進により、簡素で効率的な行財政運営を実践し、良好な財政状況を維持しています。
- ・平成17年度から伊東市（IT0）システムとして「現場主義」「目的指向型行政運営」「意識改革」の3点を軸にPDCAマネジメントサイクルによる行政運営を進めています。
- ・目的指向型行政運営の手法としてサマーレビューを実施し、事業の選択と集中に努めています。
- ・収納率については、平成29年度から大幅に向上させ、自主財源の確保につながっていますが、県平均から見れば依然低い数値にあります。
- ・競輪事業については、単年度黒字を継続することで、目的である伊東市財政への寄与が達成しております。

##### ■課題

- ・質の高い行政サービスを提供するための健全かつ持続可能な財政運営の検討
- ・スクラップアンドビルドの更なる徹底による財源等の確保
- ・更なる徴収体制の強化方策の検討及び推進
- ・車券売上金の増加や競輪場活性化イベント・ファンサービス事業を活用した、新規顧客の拡大及び開催経費の適正化による競輪事業の更なる健全運営の維持

#### ④施策の方針

- ・各施策を精査し、真に市民に必要な事業等を見極めながら、将来にわたってゆるぎない財政基盤を確保します。
- ・サマーレビューを通じたPDCAマネジメントサイクルを一層推進することで、事務事業の見直しを行い、人的・財的資源を生み出し、効果の高いと見込まれる施策に選択、集中します。
- ・課税の適正化を図るとともに、徴収体制の強化により収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・場間場外発売及び電話・インターネット投票の拡大による車券売上金の増加及び新規顧客の拡大、開催経費の適正化を推進し、競輪事業の健全運営を維持し、一般会計への繰出しを継続することで、伊東市財政への寄与を目的とします。

## ⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
健全な財政運営と財政基盤の強化	歳入の確保と歳出の抑制、経常経費の節減、借入金の健全化
財源の効果的活用	マネジメントサイクルの推進
自主財源の確保	課税客体の的確な把握、徴収体制の強化
競輪事業の健全運営	車券売上金の増加対策（場間場外発売及び電話・インターネット投票の拡大） 新規ファンの獲得、開催経費の適正化

## ⑥役割分担

### ■市民

- ・市の財政に関心を持ち、財政状況の把握に努めます。
- ・税金を納期限内に納付します。

### ■行政

- ・事業の実施に当たり前年踏襲ありきではなく、常に改善意識とコスト意識を持って進めます。
- ・税金の納期限内納付について周知を図ります。
- ・競輪事業の健全運営を継続し、一般会計への繰出しを実現します。

## 第4節 SDGsと施策の関係

第十一次基本計画に示す施策の内容とSDGsにおける17のゴールの内容は、次のように関連しています。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 政策目標 2-3 出産・子育て支援の充実
- 政策目標 2-7 地域福祉の充実



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 政策目標 2-2 健康づくり支援
- 政策目標 5-5 農林業の振興



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 政策目標 1-4 生活安全の推進
- 政策目標 2-1 地域医療の充実
- 政策目標 2-2 健康づくり支援 <再掲>
- 政策目標 2-3 出産・子育て支援の充実 <再掲>
- 政策目標 2-4 保育及び幼児教育の充実
- 政策目標 2-5 高齢者福祉の充実
- 政策目標 2-6 障がい者福祉の充実
- 政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>
- 政策目標 2-9 保険・年金制度の運営
- 政策目標 3-7 道路環境の整備



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 政策目標 2-4 保育及び幼児教育の充実 <再掲>
- 政策目標 2-8 多様性のある社会の実現
- 政策目標 4-1 教育環境の整備
- 政策目標 4-2 未来を創る教育の充実（小・中学校）
- 政策目標 4-3 生涯学習活動の推進
- 政策目標 4-4 青少年の健全な育成
- 政策目標 4-6 歴史・芸術文化の振興
- 政策目標 4-7 郷土愛の醸成
- 政策目標 5-8 国際交流の推進・都市交流の促進



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

政策目標 2-8 多様性のある社会の実現 <再掲>



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

政策目標 3-3 生活排水対策の充実

政策目標 3-4 安全でおいしい水の安定供給



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

政策目標 3-2 循環型社会の推進



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

政策目標 2-6 障がい者福祉の充実 <再掲>

政策目標 5-1 地域資源の魅力向上

政策目標 5-2 新たな観光形態の構築・推進

政策目標 5-3 広域連携による誘客の拡充

政策目標 5-4 商工業の振興

政策目標 5-5 農林業の振興 <再掲>

政策目標 5-6 水産業の振興



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

政策目標 3-4 安全でおいしい水の安定供給 <再掲>

政策目標 3-5 魅力的な都市空間の創造

政策目標 3-6 公共交通体系の充実

政策目標 3-7 道路環境の整備 <再掲>

政策目標 5-4 商工業の振興 <再掲>

政策目標 5-5 農林業の振興 <再掲>

政策目標 5-6 水産業の振興 <再掲>



各国内及び各国間の不平等を是正する

政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>

政策目標 2-8 多様性のある社会の実現 <再掲>



## 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 政策目標 1-1 危機管理体制の充実
- 政策目標 1-2 総合治水対策の強化
- 政策目標 1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備
- 政策目標 1-5 消防体制の強化
- 政策目標 2-1 地域医療の充実 <再掲>
- 政策目標 2-4 保育及び幼児教育の充実 <再掲>
- 政策目標 2-5 高齢者福祉の充実 <再掲>
- 政策目標 3-1 自然との共生社会の推進
- 政策目標 3-3 生活排水対策の充実 <再掲>
- 政策目標 3-5 魅力的な都市空間の創造 <再掲>
- 政策目標 3-6 公共交通体系の充実 <再掲>
- 政策目標 3-7 道路環境の整備 <再掲>
- 政策目標 4-1 教育環境の整備 <再掲>
- 政策目標 4-3 生涯学習活動の推進 <再掲>
- 政策目標 4-5 市民スポーツ活動の推進
- 政策目標 4-6 歴史・芸術文化の振興 <再掲>
- 政策目標 4-7 郷土愛の醸成 <再掲>
- 政策目標 5-7 移住定住の促進・関係人口の拡大



## 持続可能な生産消費形態を確保する

- 政策目標 1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備 <再掲>
- 政策目標 3-2 循環型社会の推進 <再掲>
- 政策目標 5-1 地域資源の魅力向上 <再掲>



## 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 政策目標 1-1 危機管理体制の充実 <再掲>
- 政策目標 1-2 総合治水対策の強化 <再掲>
- 政策目標 1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備 <再掲>



## 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 政策目標 3-3 生活排水対策の充実 <再掲>
- 政策目標 5-6 水産業の振興 <再掲>



## 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 政策目標 3-1 自然との共生社会の推進 <再掲>



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 政策目標 1-4 生活安全の推進 <再掲>
- 政策目標 2-3 出産・子育て支援の充実 <再掲>
- 政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>
- 政策目標 2-8 多様性のある社会の実現 <再掲>
- 政策目標 2-9 保険・年金制度の運営 <再掲>
- 政策目標 4-2 未来を創る教育の充実（小・中学校） <再掲>
- 構想の推進 1 全員参加によるまちづくりの推進
- 構想の推進 2 市民の信頼に応える行政運営
- 構想の推進 3 健全かつ持続可能な財政運営



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

- 政策目標 1-1 危機管理体制の充実 <再掲>
- 政策目標 1-2 総合治水対策の強化 <再掲>
- 政策目標 1-4 生活安全の推進 <再掲>
- 政策目標 1-5 消防体制の強化 <再掲>
- 政策目標 2-1 地域医療の充実 <再掲>
- 政策目標 2-2 健康づくり支援 <再掲>
- 政策目標 2-6 障がい者福祉の充実 <再掲>
- 政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>
- 政策目標 3-5 魅力的な都市空間の創造 <再掲>
- 政策目標 3-6 公共交通体系の充実 <再掲>
- 政策目標 4-2 未来を創る教育の充実（小・中学校） <再掲>
- 政策目標 4-4 青少年の健全な育成 <再掲>
- 政策目標 4-5 市民スポーツ活動の推進 <再掲>
- 政策目標 5-1 地域資源の魅力向上 <再掲>
- 政策目標 5-3 広域連携による誘客の拡充 <再掲>
- 政策目標 5-7 移住定住の促進・関係人口の拡大 <再掲>
- 政策目標 5-8 国際交流の推進・都市交流の促進 <再掲>
- 構想の推進 1 全員参加によるまちづくりの推進 <再掲>